

參議院商工委員會會議錄第二十四號

昭和四十八年九月十一日(火曜日)

午前十時二十七分講会

比原元治の日本

委員長  
理事

劍木  
亨弘君  
正武君  
若林  
大天  
王君

委員

劍木  
亨弘君  
若林  
正武君  
大矢  
藤井

日本百貨店協会  
会長代行  
日本チエーンズ  
トア協会会長  
全日本商店街連  
合会会長  
井狩彌治郎君  
中内 功君  
並木 貞人君

それでは、まず井狩参考人からひとつお願ひをいたします。

○大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調査に関する法律案を議題といたします。

本田は、本法案について参考人から御意見を頂くことになります。

全日本商店街連合会会長並木貞人君 以上三名の方々の御出席を願つております。

この際 参考人各位は一言ございざつを申し上げます。

本日は皆さまには御多忙中のところ、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

うござります。

第九部 商工委員會會議錄第二十四號

まず第一は、中小小売り商の立場を考慮しながら、流通近代化の円滑な推進と消費者福祉の増進に重点を置いた考え方へと、法律の性格を前向きに改めていただきたいということ。

第二は、百貨店とその他の大型小売り業について、法の公平をはかることを主眼としていただきたい。

第三は、法律の規制対象及び規制内容について、合理化、近代化していただきたい、こうしたことでござります。

以上、私どもの宿年の主張につきましてその要旨を申し述べさせていただいたわけでございますが、一方、政府におかれましては、去る昭和四十五年十二月以来二年余に及ぶ通商産業省産業構造審議会流通部会の審議及び関係業界を含めての慎重な検討の結果に基づきまして、今回の法律案の提出に至ったものでございまして、この間の御努力に対して、私どもは深く敬意を表するものでござります。

本日、意見を求めております大規模小売店舗法案につきましては、以上申し述べました私どもの年來の主張がおおむね取り入れられた内容になつておりますので、冒頭に申し上げましたとおり賛成でござります。

いまや、わが国流通部門に対する資本自由化の要請はきわめて強く、また、国内におきます流通近代化の推進は焦眉の急となつたのでございまます。つきましては、強大な外資の本格的進出が始まりうとしております今日、外資をも含めてわが国小売り業界全体が健全な秩序ある発展を遂げることができるべき体制を、本法案の今国会における成立によりましてぜひ確立していただきよう、重ねて切にお願いを申し上げるものでございます。

以上で本法案につきましての意見は終わらせていただきますが、この機会に二点ほど申し上げさせていただきます。

まず最初に、御理解をいただきたいことは、われわれ百貨店いたしましては、今後、消費者福

祉の増進に一そその努力を重ねることはもとよりのことでござりますが、特に納入業者との取引關係の面における改善向上につきましては、これを機会に決意を新たにいたしまして、格段の努力を重ねる所存であるということでございます。

次に、私どもと日ごろ御関係の深い中小小売り業者の方々に対しましては、この法律と相まらずして、このほど国会を通過成立しております中小小売商業振興法をはじめとするもろもろの振興策が講ぜられることを期待し、中小小売り商との共存共榮の実をあげるよう、今後とも努力をいたしております。御清聴ありがとうございました。

○委員長(佐田一郎君) どうもありがとうございました。中内でござります。

本日は、この参議院商工委員会の席に参考人としてお招きをいたしまして、御審議にかかりますこの法案について意見述べる機会を与えられましたことを、まことに光榮に存じて次第でござります。厚くお礼を申し上げます。

長年、小売り業界で論議の中心にありましたこの法案が、本国会において審議されることに関しまして、チエーンストア業界の一員としていたしまして、チエーンストア業界の意見といたしまして、まことに感慨深いものがござります。

結論から先に申し上げますならば、われわれチエーンストア業界の意見といたしましては、いろいろこれから彈力的な運用についてのお願いはございますが、本国会においてこの法案を成立させさせていただきたい、この一言になると思う次第でござります。

去る七月、衆議院商工委員会に参考人としてお招きを受けました際も申し上げたところでござますが、もともと私どもチエーンストア業界は、流通業としての本来のあり方は、公正にして自由な競争、これを柱として確立されなければならぬ

い。この自由競争原理に立ってこそはじめて流通の近代化が進められる、そして企業の創意くふう、生産性向上への努力により生み出された成果が消費者指向型経済への移行を早め、また、個別企業としてはよい品をより安く売る仕組みとなり、その結果が社会へ還元されることになる、このような基本的な考え方方に立っているのでござります。

したがって、自由競争の規制として働く制限的な制度、また、古い既得の権益を温存しようとするいろいろな保護の体制につきましては、常にその緩和や撤廃を要望し続け、意欲ある小売り業者の育成による流通業界における近代化を要望し続けて今日までいる次第でござります。したがって、百貨店法に關しましても、かねがねその撤廃を要請し続けてまいりました。しかし、ここ三年にわたります産業構造審議会流通部会を中心として進められましたいろいろの御相談にもあずかり、また、答申が出ましたあとに数次に開かれました小売問題研究会における議論も踏まえまして、私どもいたしましては、その結論に一応従うことが現時点におきます現実的な解決方法であると考えるに至っております。われわれといたしましても、消費者の本格的な参画のない小売り業界の利害調整だけによりますこの結論には、納得のいたしかねる点も多々あるわけでございます。

しかし、長年論議を重ねてまいりましたこれまでの設立施行に同調いたすことといたしたような御承知のごとく、私どもチエーンストア業界は、大衆の日々に使用されます生活必需品を中心として品ぞろえをいたしております。よりよい品質の品をより安い価格で供給するということをその存在の理由としまして、百貨店、小売り店との間に次第でござります。

近時急速に拡大しております消費の大空間を充足させるべく、また一方、太い短いパイプによる流通の近代化による流通コストの削減に努力を続けてまいりました。この二、三年特に上昇を続けております消費者物価、これが引き起こしておられます問題のさなかにあり、チエーンストア業界に課せられましたその使命と任務の重さにいまさらながら思いを新たにいたしておりますように次第でござります。

一例をあげさせていただきますと、本年三月ごろより原料大豆の極端な不足によりまして、豆腐の小売り価格が一齊に値上がりいたしましたことございました。その際にも、私どもチエーンストア業界だけは、何とか計画的な仕入れ、計画的な販売により、従来の価格を維持しようとするとで力を尽くしてまいりました。また、少しでも物価上がりの歯止めになりたいというふうに考えまして、一部の商品でございますが、価格凍結宣言などもいたしてしております。当協会企業の中におきましても、次第にこの実行に取り組む姿勢をとるものがふえてまいっています。また、価格凍結いたしておきます商品の品数も、昨年よりも徐々にその品数をふやしていきつつあります。その他の商品につきましても、契約による大量仕入れによります薄利多売、このような方法、また一方、流通の合理化という手段によりまして流通コストの削減をはかつておる次第でござります。消費者の利益の確保、そして少しでも消費者のお役に立ちたい、このような考えに基づいて企業の姿勢をつくり上げている次第でござります。

しかし、消費者の利益の確保とともに、一方におきましても、既存の百四十万軒に及びます中小小売り商業との間の協調も考えなければならないことは承知いたしております。ひつきょう、完全な総合小売り業というものはこの世の中には存在しないものであります。ことに消費の高度化、多様化、複雑化、また個性化の時代を迎えておる現在におきましては、それぞれの客層に応じた小売り業が競争的に補完関係をつくり上げることが必要となつてきておると考えておる次第でございま

豊富な品ぞろえと強力な配達網を持つ百貨店、専門的な知識、技術を提供する小売り店、販売のセルフサービスと大量仕入れによる仕入れの合理化、これによる安さを強調するチェーンストア、それぞれが個性を持ち、強く消費者に訴えねばならない時代が来るべきだと考えておる次第でござります。

このような観点から、われわれチェーンストア業界といたしましては、いよいよその存在理由を明確にし、低価格による日常生活必需品の販売に挑戦してまいりたいと考えております。さて、低価格販売をささえる大きな要素としたしまして、規模の大きさに基づく大量仕入れによる仕入れの合理化、このことがあるわけでございまして、先ほども申し上げましたとおり、日常生活品につきましては、生産者、メーカーより計画的に商品を大量に仕入れ、大量に販売する組織が必要だと考えます。それを可能にするものが、端的に申し上げますと、チェーン店の店舗をふやすこと、つまり出店をしていくことであります。自由な出店を規制するということが、現時点では流通近代化を阻害する最も大きな要因の一つになると考えておる次第でございます。

特に、最近上陸しつつあります、われわれ日本のチェーンの規模の十数倍に近い巨大外資を含めまして、流通業界が国際化時代を迎えることは論を待たないことでござります。これに対して国内出店の規制を強化されることは、どうしても賛成いたしかねるものでございます。法案の御趣旨が、単なる大規模小売り業と中小小売り業との活動分野の調整ということにとどまることなく、消費者利益、これの保護に十分に配慮することを明記されていて、事業活動の機会を確保しなければならないとすることは、現状では強調いたしたいと考えておる次第でございます。このような理由でこの法案の成立に賛成いたしたいと考えておる次第でございます。

以上、申し上げましたとおり、法案の成立には賛成するものであります、その他大幅にゆたねられております運用面におきましては、次のことをお願い申し上げたいと存じます。

一といたしまして、事前審査ということでございますが、これを特に法文の中に字句で表現されましたことによりまして審査が許可制と誤って運用されることのないよう、つまり、次第に原則的に新增設が禁止されること、このように変質したり変貌したりすることのないよう、行政当局におかれましては、この運用に誤りのないようにお願いをいたしたいと存する次第でござります。

第二といたしましては、営業時間と休日の問題でございます。この国の現状といたしましては、週休二日制が普及しております。休日を中心としました余暇活動の大型化の時代と、いうものを迎え、大都市周辺部への生活の範囲を拡大しつつあるわけでございます。また、共かせぎ家庭の激増、主婦のパートタイマーへの進出、勤務時間の多様化による深夜における購買の機会の増加等、このような新しい生活様式の変化というものがござります。それはひときわ、生活者の行動が拡大し、解放されつつあることでございます。勢い、これらの消費に対応する時と場所と機会についても心地よいような販売体制というものが要求されることがなっております。また一方、北海道から沖縄まで、おののの日没時間の差がありますことや、または都道府県におきましてもその地域的事情や、同じ都市内におきましてもその街角、住宅地域など地区地区の事情もござります。

私ども小売り商がかねてよりの念願でありました中小商業振興法案が、当委員会の諸先生方の御理解と御支援によりまして過般成立されましたことに對しまして、この機会をかりまして、代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

また、私ども多年の要望でありました本法案の御審議の席上において意見述べる機会をお与えくださいましたことにつきましても、感謝を申し上げる次第でございます。意見を求められました本法案に對しまして、以下、私どもの考え方を申し上げたいと思します。

私どもの団体は、全国各地の商店会を会員として構成されています都道府県商店街連合会の統合した全国商業団体であり、その中には振興組合、協同組合、専門店会等々の法人組織も包含されてゐるものであります。したがって、現在全国約二百万店といわれています小売り商の代弁機関でありますとともに、中小小売り店または商店街のために環境の整備、経営指導、あるいは消費者対策、その他の事業を積極的に進めているものであります。全国小売り商業の規模は、九九・七%が中小企業者であります、四人以下の従事者を持つている店は八六・五%を占めている現状にあります。

をいたしております。本国会におきまして成立することを期待しておるものでございますが、その運用におきましては、十分彈力的に消費者の利便、流通近代化による流通コストの削減、このような社会的要請を勘案していただきますことをお願い申し上げる次第でございます。ことに出店活動につきましても、届け出制の本旨をそこなうような規制を加えませんように切にお願いを申し上げる次第でございます。

以上、参考人としまして意見述べさせていたきました。まことにありがとうございました。

○委員長(佐田一郎君) どうもありがとうございました。

次に、並木参考人にお願いいたします。

○参考人(並木真人君) 御指名を受けました並木でございます。

私ども小売り商がかねてよりの念願でありました中小商業振興法案が、当委員会の諸先生方の御理解と御支援によりまして過般成立されましたことに對しまして、この機会をかりまして、代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

また、私ども多年の要望でありました本法案の御審議の席上において意見述べる機会をお与えくださいましたことにつきましても、感謝を申し上げる次第でございます。意見を求められました本法案に對しまして、以下、私どもの考え方を申し上げたいと思します。

私ども中小商業者は、戦後荒廃の焼け野原から、寒暑にもめげず、日夜にわたり銳意努力して今日の繁華街を築き上げるとともに、その営業成績の成否にかかわらず地域社会及び当局の要請等により地域の防犯、防火、衛生、清掃または交通安全、労働青年少年補導の諸対策及び納税、貯蓄等、社会福祉の貢献とともに、街路灯、アーケード等の設置等、環境の整備に努力をいたしてまいりましたのであります。時代の変遷、交通機関の発達、経済社会環境の変化、並びに消費者ニードの多様化等にあいながらも、現在において国民消費の大部分は私ども中小商業者に依存しております。特に、大企業が手を出し得ない山間僻地の需給をも受け持つておられるのが、私ども中小商業者の現況といふことを御認識をお願い申し上げたいと思います。

かかるに今日、かつての町づくりでの功労者が、あつた中小商業者が、繁華街において漸次無秩序なる大型店の進出に侵食されて脱落していくことは、資本力、経営能力、設備、労働力、サービス等が劣るがためとのみは言いがたく、大型店の不調和な販売戦略の激化に起因しているものもあると考えられます。私どもはこれらにかんがみまして、協同化、協業化、チェーン化、近代化等をはじめ、

経営指導に、運営の合理化等に役所当局の御協力を得て、せっかく積極的に努力中であります。

かかるときにおいて、私ども多年の強い要望であります。

ありました百貨店法の適用からのがれで、大型スーパー等大型店が、百貨店と同様私ども中小商業者と調整し合える規制法である本法案が国会審議の段階にまで至りましたことは、まことに喜びにたえないとともに、諸先生方の御理解と御支援によりまして一日も早く本法案が成立されますよう、全国中小商業者を代表し、御願い申し上ける次第でございます。

本法案の内容、骨子等については、通産省当局等よりたびたびの非公式ながら諮問等も受けておりましたので、十分了承しておるものにて、その内容も私どもの要望とおおむね一致しているものと考え、賛成であります。この機会に、大型スーパー等の中小商業者への影響と必要性を簡単に申し述べさせていただきます。

大型スーパー等が出ることによりまして、中小商業者が長年にわたる団結と努力により形成された繁華街をつくり上げましてようやく発展してきた時点に、突如としてその繁華街に進出、開店するがために、既存の小売り商業への影響はきわめて大きいのでございます。また、比較的出店のスピードは地元商店街に非協力であります。また、大型スーパー等の開店により商店街の町の流れを変えるため、ごく一部を除いては全体の町づくり、商店街活動等に好ましからぬ結果を来たしておる例が多々ございます。大型スーパーの無秩序なる進出開店は、後日、地域の再開発計画に悪影響を及ぼしているのでございます。

大型スーパーの開店は、またそのほか従業員対策上より考えてみますと、従業員の雇用が地元においては集中して大型スーパー等に行くので、中小規模の商店街には従業員の雇用が困難になります。また、既存の小売り店からの引き抜きの見られる点も地域によつてはござります。また、雇用条件への影響も小売り業者には大きな影響を及ぼしてきておりま

す。セルフ化の影響によりまして、近隣の小売り商業の接客態度が非常に悪くなつてくるという影響も見のがせないものがござります。

現在の、百貨店との対比でございますが、百貨店による現在の百貨店は、法の運用に必ずしも満足とはいえないまでも、一応法により規制され、地域商店街、商業者との調整下に法の精神を理解され、運用されておりますので、地元との協調もよくなり、開店後は問題を起こしておりません。一方、大型スーパーについては、現在規制もなく、行政指導による運用の道がありましても必ずしも満足のいく結果は得られず、各地にて問題を起こしておりますのでござります。

また、大型スーパーは消費者性向の店であるといわれますけれども、これは百貨店はもちろん、私ども中小商業者も時代環境を十分認識、勉強し、消費者のニードにこたえるべく下せつからく努力中であり、全国の売り上げ高を見ましてもおわかりのよう、消費者は中小企業者への依存度がより高いのでございます。したがって、大型スーパーのみが消費者性向の店であるなどといふのは一部の声にすぎないものと思われるほか、消費者ニード等にこたえる道は、今後とも中小商業者の活用に待つべきものが多いと考えられます。

以上のような影響を考えるほかに、今後、外資系スーパー等の大型店の進出が予想されますし、さらには、国内大企業が外国資本との合併または提携による新しい商品の開拓、資本の大型化等による繁華街への進出も予想される等を考えますときに、今後、非常なる危惧を抱くものでございます。次に、本法案通過後の効果について申し上げたいと思します。

百貨店法適用外の大店は、多分に繁華街への進出が多いのであります。また、中小商業者のたゆまざる努力と犠牲によって築き上げた町だけに、大型店の突如としての開店は、よそ者の感覚があり、お互に疎外感を持った。當初、参考人の方々の御意見の陳述は終わりま

す。これから参考人の方々に対する質疑を行ないます。販売をしている向きが多いのであります。本法によりまして、お互いの調整の場を終えて、その了解のもの出店であるならば、気持ちよく互いに町の一員として手をとり合い、町づくりに協力し合い、要請されているところの町の再開発、近代化、環境の整備、あるいは消費者の諸要請等におこたえすることができるものと考えられます。

また、販売面におきましても、お互いに話し合い、調整し合い、それぞれの分に応じた待ちを出し合い、相補完し合い、一つの商店街としてさしたる不均衡も摩擦も起きない、調和のとれた町づくりが生まれるものと考えられます。

また、本法案が成立いたしましても、私どもは安易な考え方を持たず、この法案の趣旨にのつとり、大型店と協調し合い、町の再開発、環境の整備をはかる一方、接客態度の改善、運営の合理化等をはかり、物資流通のむずかしくなつてきておるおりから、物資流通を含め消費者並びに当局の諸要請におこたえするとともに、都市機能の重要な一環にならうものとして、脱落者の起きないよう共同の力にてささえいく考え方でございます。

以上、申し上げましたが、最後に御要望を一点申し上げたいことは、法律は運用にあるといましすし、特に本法は、政令、通達、運用等にゆだねている幾多の問題点があるものと予想されます。政府当局並びに法に成文化しているもの等の運用いかんによっては、私どもは大きな影響を受けれるものが出てくるかと思われますので、今後の運用にあたっては、私ども中小商業者の現状と本法案の趣旨を十分御理解いただいた運用であらわれますよう、切にお願いいたす次第でございます。

先生方の御尽力によりまして、本法案が一日も早く成立いたさりますよう重ねてお願い申し上げまして、私の陳述にかえさせていただきます。

○委員長(佐田一郎君) ありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりま

す。これから参考人の方々に対する質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○阿良根登君 中内さんちよつとお尋ねいたしましたが、三十一年にこの百貨店法ができます場合に、それまで二十年間で百貨店の売り場面積の拡張は一九%だった。それが百貨店法ができるとうようになって、審議中にかけ込み増設ですか、三十数%一へんにふくれ上がりてしまった。こういう結果が出ておるわけなんです。さらに、今まで二十一年間にかけておるというようになりますから、もちろんこれはスーパーが中心でございまます。スーパーでも、ちょうど百貨店のかけ込み増設のように、非常にいま大きな増設をやられておるということですが、これはいかがでしょうか。

私は、この法律案がかかるておるというようになりますが、スープーでも、ちよつと百貨店のかけ込み増設のように、非常にいま大きな増設をやられておるということですが、これはいかがでしょうか。

○参考人(中内功君) ただいまの御質問にお答え申し上げます。

私は、私どもとしましては、チーンストア業界全体が拡大の傾向の中にあるわけでございまして、出店と申しますのは、約三年ほど前から立地を調査しまして、要員を育成して、そして出店計画といふものを進めておるわけでございまして、この意味で、この法律ができると、急遽かけ込みというふうなことは、実際上はできないわけでござりますし、一方では、拡大の傾向にありますのが、急にそれが目立ってきたというふうなことでござりますので、業界としましては、数字を調べてみましても、急激にことしだけ拡大を行なつておるということではございませんので、毎年一セントが上がってきておるというふうに考えております。

○阿良根登君 スーパーについては、もちろん、本法ができる場合はスーパーのことは考えてもおりませんでし、急速に伸びてきたのだからそれはわかります。しかし、私どもの調査では、この法案がでてきてから、ダイエーさんをはじめとして、相手がかりな増設が行なわれておるということを

聞くわけです。これも商売上としてはいたし方ないと思うのですけれども、百貨店法について私はほんと質問いたしました場合に、これは百貨店の拡張法案だ、これがいつまでもかかれかかるほど百貨店はその間に拡張に拡張するということで、これは拡張法案だということをここでも言わることがあるんです。いま言われておるのは、これはスーパーの拡張法案だ、いまのうちにうんと拡張しておけ、そうしないと事前審査で引っかかるというようなうわさが出るほどなんですね。だから、この法の精神をお考えいただいて御賛成願つておるならば、もっと方法はあるのじやなからうか。商売として広く大きくやったほうが、それは利益もあるらしいじゃないか、これは自由主義經濟では言えるかもしません。しかし、それが野放しにできないのでこういう法案ができる。とするならば、何か御協力が足りなくて、しぶしぶ法案に賛成されておる。まあ一つは、百貨店が許可制から届け出制になつたので、スーパーから見ればあまりおもしろくないとは思うのですが、そういうことはお考えになりませんか。

○参考人(中内功君) ただいまの御質問にお答え申し上げたいと思います。

四十六年を一〇〇としますと、四十七年で一二〇、四十八年で一四〇というふうに、歴年二〇%ぐらいいの規模の拡大がこの業界では行なわれてきましたが、その意味で急激にこの法案に対しての、まあ防衛的な意味で拡大をしたというふうにはわれわれは考えておりません。ちょうど建築コストの上昇の問題とか、いろいろな予見が重なりましての若干の出店増加もあつたかと思ひます。また一方では、この法案が成立する見通しがつきましたので、一部の小売り商の方々からかけ込みではないかというふうな疑いの目で見られておるわけでございまして、業界としましては、この点に対しては反省をしておるわけでございます。現状におきましては、私どもとしましては、無用の刺激を与えるような、そういう言動に関しては厳重に注意をしていきたいと、業界とし

ては考えておる次第でございます。

○阿具根登君 まあ業界としてはそうでしようが、私どものいたいたい資料の中では、現在でも店の拡張法案だ、これがいつまでもかかれかかるほど百貨店はその間に拡張するということで、これは拡張法案だということをここでも言わることがあるんです。いま言われておるのは、これはスーパーの拡張法案だ、いまのうちにうんと拡張しておけ、そうしないと事前審査で引っかかるというよううわさが出るほどなんですね。だから、この法の精神をお考えいただいて御賛成願つておるならば、もっと方法はあるのじやなからうか。商売として広く大きくやったほうが、それは利益もあるらしいじゃないか、これは自由

主義經濟では言えるかもしません。しかし、それが野放しにできないのでこういう法案ができる。とするならば、何か御協力が足りなくて、しぶしぶ法案に賛成されておる。まあ一つは、百貨店が許可制から届け出制になつたので、スーパーから見ればあまりおもしろくないとは思うのですが、そういうことはお考えになりませんか。

○参考人(井狩清治郎君) 百貨店の増設の御質問でございまして、地方に対する店舗拡張の問題でございますが、経済の発展に伴いまして、地方の方面の経済の発展に即応いたしまして、既存の百貨店自身も増床しておられますし、また、都市百貨店のほうからも進出をしておることも事実でございます。しかし、御案内のとおり、現在の状態では百貨店法というものが厳然としてございまして、しかも、その地方の地元の方々の十分な御意見を集約いたしました結果に基づいて営業を許可されておりまして、私どもといたしましては、適正な範囲内で営業をさせていただいておるといふように理解いたしております次第でございます。

○参考人(井狩清治郎君) 私どもといたしましては、百貨店協会といふものがございまして、これは大都市、地方都市を含めましたもので形成をいたしておりますことは御案内のとおりでござります。したがいまして、全体の協会店そのものは日本百貨店全体の状況などをよく知悉しておるのは事実でございます。したがいまして、一つの百貨店自体が強引に出ていくつて、かりにそういうことがございましても、実際問題といたしますと、地方によりましてみなつの、その地方の経済情勢にもよりますし、地方の発展力にもよりますし、いろいろな事情が内在いたしておりますと、その事情に即応したやり方でもつて規制を受けておるような次第でございます。したがいまして、各地方におきます皆さん方が会といたしましては、各地方におきましても規制を受けたまま調整をいたしまして、われわれは公正な調整に期待をいたしまして、われわれといふことは理屈的にはできない。といたしましては、それに従つていくより現在のところは方法はないでございまして、協会としてこれを強制的にどうこうするというような権限を

いま持つておりませんが、これはあくまでも、いま御指摘がございましたように、われわれ自身の、お互いの店の良識で判断して地方に進出していくということが望ましいことかと考えておるような次第でございます。

○参考人(中内功君) 御質問に対してもお答え申し上げたいと思います。

スーパーと百貨店とは、私どもは、基本的には扱い品目が違うというふうに考えておるわけですが、いまして、百貨店で反対されたからスーパーに転身させるということは理論的にはできない。と申しますのは、スーパー自体は、生鮮食料品はじめ生活必需品というものを売つておるわけでございまして、店舗面積としましても一坪二千四百坪くらいまでの範囲しか商品の供給ができないわけございまして、それ以上大きな店は、地元の商店の方々の御協力を得まして、そしてショッピングセンターとしていろいろな補完的な業種を入れておりますので、店舗は一部大きなものもできておるわけございます。この意味でスーパー、ショッピングセンターといふ形のものもあるわけ

でございますが、基本的には、百貨店と違いましてこのような生活必需品的なものを扱つておるの



健康精密診断というものを行なっております。それから患者治療に関しましては、全面的に会社のほうで責任をもつてこれに対応して対処する。それから、チエッカーから苦痛の訴えがあつた場合、また、そういうふうなことに対する対応の気分的な問題も多いわけでございますので、そういう場合は急速配置がえをする、並びに作業環境の改善としましてはチエッカーの休養室を、これを専属でつくるというふうなことで対応させていただいているところで、この問題に関しましては、業界としても非常に大きな関心を持ちまして改善に努力をさせていただいております。

○阿具根登君 非常に大きな関心を持っておられますことはあります。

このあとは当局に質問いたしますが、最後に、

大きな百貨店はおそらく交代制でやつておられるかも知れませんが、三人の方にお尋ねいたします

が、今日のこの状態から見て、週休二日制という

のは避けられないものなんです。こうなってくる

ところはあります。そこでお三方、週休二日制といふ

ことについてはどういうお考えをお持ちになつておるか、最後にお尋ねいたします。

○参考人(井狩彌治郎君) 百貨店側といたしまし

ては、週休二日制の問題につきましては、前向きで検討いたしております。すでにもう実施に移

しておられる店舗もござります。だんだんとこの

傾向が急速に進んでまいるものだと理解しておりますし、われわれのほうもそろそろいうぐあいに進めたいと考えております。

○参考人(中内功君) 私どもの業界としまして

は、大手の場合にはほとんどが週休二日制を実施さ

していただいております。これは私ども小売り業

の一つの利点でございまして、完全なシフトを組みまして、そしてそのシフトによります作業とい

うことによりまして、週休二日制がわりに他産業に比べましては導入しやすいという状況でござります。先生おっしゃいますように、週休二日制というのは、これは今後ももう絶対不可欠の要件になる、またそうすべきだというふうに考えて

おる次第でございます。

○参考人(並木真人君) お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

○参考人(並木真人君)

お答え申し上げます。

いうことができる。しかし、どういった体制ができるか、それはまだ結論をここで申し上げる段階ではない、というふうに考えておりますし、この問題は商品の内容によっても違いますし、いろいろ複雑な問題が商品的にはござりますし、お客様の要望も非常に複雑化し、高級化してまいりました今日におきまして、ここで百貨店側といたしましては、何とかこれを秩序のある販売体制というものが確立されて、しかも、一般の顧客に喜ばれると、いろいろなことに各商品別に確立されることになれば、非常にかけこうだ

○参考人（並木貞人君）お答えいたします。

係の各種団体との結論をまだ得ておりませんので、結論は申し上げられませんが、再販商品を扱っているところのお店等の団体の意見等を聞きましたし申し上げたいと思いますが、再販につきましては、従来の精神、それを廃止することによりまして設定当時の精神がくずれるというほかに、非常に安売りのおとり商品としてもつてこいの商品になりやすいので、一つの乱売的な結論が出やすいいということで、再販をまだ暫定的に現状どおりにお願い申し上げたい、かように考えております。

なお、安売り防止の問題につきましては、いま百貨店協会のはうからもお話をございましたけれども、なおその内容、あるいはどうあるべきかといふようなことが私どものほうの情報でこまかに掌握しておりますので、ここで結論を申し上げられませんけれども、いずれにいたしましても、再販の一部にしる廃止になりました暁には、乱売的なおとり商品的な要素が多分に出るということです、これらを含めまして再販は暫時現状のままでお願いを申し上げたい、かようになります。

○中尾辰義君 私は、消費者の立場でちょっとお伺いしますけれども、最初に百貨店協会の会長代行の井狩さんにお伺いをします。

従来、百貨店に対しましては、非常によい品を

で楽しい買い物ができると、まあこういうような評価をしておったわけでござりますけれども、最近の百貨店の商法には、インフレや投機ブームに便乗したり、過度に消費者を刺激し、幻惑されるような行き過ぎた面が相当あるんじゃないか。これは先般も国会で問題になったんですが、例の百円札束十万円が百貨店で十八万円で売られたおつたとか、あるいは元値の十数倍で輸入画を売るというあこぎ過ぎるデパート商法が問題にもなつた。また最近では、ことしの五月ですか、例の切手のネズミ講ですね、二年で五万円が十五万円、一千万円なら三千万円と、こういうふうなキャッチフレーズで庶民の夢をかき立てている新たな商法が全国の大手デパートなどに進出している、こういふことは新聞にも出ておりますがね。こういふことを百貨店としてはどうお考えになつてゐるのか。それは百貨店側としては店を貸したんだとか、いろいろおっしゃるようではありますけれども、その辺ですね。せつかくきょうは会長代行さんお見えになつておりますから、その点についての御意見をお伺いしたいと思います。

は、納入業者に対する管理を十分にやつていかななければならぬし、さらには宣伝広告の内容にもっと末端においてチェックしていかないといけない。われわれ幹部はわかつておりますても、末端におきますチェックの方法について再検討を要するということを自覚いたしまして、全国の百貨店に対して、これらに對して一般のほうから卸非難を受けないようにするよう次第でございましたして、最近はそういうことはほとんどないというふうにわれわれは信じておる次第でございます。

○中尾辰義君 それから、もう一つお伺いしますけれども、これはまあお客様に対する働きかけといいますか、非常に最近は百貨店の商法も漸漸的になってまいりまして、たとえば化粧品売り場のキャッチガールとか、あるいは洋服の売り場とか、そういうようなところで、店を歩いておっても呼び止められ、あるいは手を握られるとか、いま買わないといふ場合には値上がりしますとか、若干押し売りのやり的なそういうような態度が出て来る、どうも恐ろしい歩きにくくなつたと、こういうような批判もあるようですがれども、これはちょっと行き過ぎかなうな感じがするのですがね。その点、顧客の誘導効果という点はあるかもしませんけれども、もう少し節度が望ましいのじやないか。従来の百貨店に対する信用といいますかね、百貨店ながら、一般的に包装紙を見ただけでどこの百貨店にするしが入つておるか、それだけで、大丸あるいは三越といえどもそれでもう信用があつたわけですからね。ところが最近は、かなり、相当積極的に逸脱して押し売り的な行動まで出ているというの、非常にいやな感じもすると、そういうような批判の声も出ております。もう少し節度が望ましいのじやないかと思いますが、その点いかがですか。

指摘のようないわゆる押しつけがましいようなやり方といふことは、敵にこれはわれわれも戒めておるわけでございまして、これはわれわれの従業員の教育の問題に関連する問題でございまして、戦後におきます従業員の教育につきましては、百貨店の經營におきまして最も重要な、また最も切実な問題の一つとしてわれわれとしては非常な関心を持ちまして、これの改善に全力を傾倒しておりますというのが私どもの立場でございます。

申し上げるまでもなく、百貨店は信用をもつて立つておる。お客様に買っていただかなければ商売が成り立たないわけなんでございますので、お客様にいやしくもそういうような御批判を受けるようななことがありますれば、これは信用はもちろん商売それ自身も成り立たないということでござりますので、これらの点につきましては、いまも御指摘ございましたように、できるだけ今後におきましても厳重にこれはチェックいたしまして、さようなことのないようにないたいと思います。

○中尾辰義君 それではもう一つ、今度は百貨店の誇大広告の件ですが、たとえば、お中元やお歳暮になりますと、全館大バーゲンと、こういうような看板が出て、大々的にお客様に宣伝しておるわけです。行ってみますと、一部の限定された即売行為であると、そういうような場合もあるわけです。そこで百貨店業界でも、業界、団体として公正競争規約のとりまとめをやつたらっしゃるよう聞くておりますけれども、これははどうなつておりますか、その辺をお伺いしたい。

○参考人(井狩彌治郎君) いまの御質問に回答いたしまして、総括的に申し上げますと、まず一つは、取り引きの改善の問題につきましては、百貨店業界全体の重要な課題の一つとして、すでに四十六年から教育改善専門委員会といふものを設けまして、銳意取引先との関係の改善につとめてまいりつゝておるわけでございます。派遣店員の問題につきましても、これに関連がございまして、

鋭意この改善に取組んでおるわけでござります。

ただいま御指摘の誇大広告というような問題でございますが、これらの点につきましては、公正取引委員会からも御注意をいたしておりますし、行き過ぎのないようわれわれとしてはやつてしまりたい、それについてはいま御指摘ございましたように、われわれ自身の公正規約と競争規約というものをみずから自主的にいま成案を得つございまして、まだ最終的な段階までまいりおりませんが、ほとんど二応の案はもうできておりますが、なお関係方面その他ともよく御連絡申し上げまして、最も完全なものでこれを仕上げまして、われわれ自身がみずからを規制して、今後の一般情勢に即応するような姿勢をまず打ち出していくべきだということふうに——これは遠からずこの公正規約もでき上がりまして、この方向で進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○中尾辰義君 並木参考人に一言お伺いしますけれども、中小小売り業者の方々の現在置かれております立場、これはよくわかりますが、消費者の立場からいしまして大規模小売り店と中小小売り業者、その間にも有効な協同関係が働いたほうが望ましいと、これは私が言うまでもないことですが、この点についてどのようにお受けとめになつていらっしゃるのか、私は消費者の立場から聞いておるわけですが、いかがでしよう。

○参考人(並木貞人君) お答えいたします。

いま——もう一回ちょっとあれですが、有効なる競争があつたほうがよろしいという……。

○中尾辰義君 競争関係が働いたほうが、消費者側から見た場合はいいんじゃないかという考え方もありますが、あるわけです。

○参考人(並木貞人君) はい、ほほわかりました。お答えいたしました。

現在は、先ほど申しましたように、一つの店舗が幾らりっぽであつても、いろいろやつてもなかなかお客様には、あるいは消費者の要請にはこたえられるわけです。

お答えいたしました。

現在は、先ほど申しましたように、一つの店舗

られないでの、町づくり全部がひとつ環境の整備なりいろいろやつてお客様の御要請におこたえ

しょうといでの、協同化、協業化のような町づくりという一つのグループによつての接客関係を考えるわけでござりますので、法律なり規制によって私どもの了解を得まして出られました百貨店なりスーパーなりと、いうものは、これとは決してあまり競争関係でなくして、町の中に溶け込んでいたいた一つの町づくりの一員としての立場で、気持ちよい町であるというような感覚でお客さまをお迎えしていきたいと、かように考えております。

○藤井恒男君 時間がありませんから、まとめて私、御三方に一、二問ずつお伺いします。

まず、井狩参考人にお尋ねしますが、きょういたいたこの資料の六ページの中では、特に納入業者との取引関係の面における改善向上について、決意を新たに、格段の努力を重ねるというふうに述べておられるわけだけど、この納入業者との取引関係の改善向上というの具体的に何をいつておられるのか、この点少しお聞きしたいと思いま

す。

それから、中内参考人にお尋ねしますが、スバーにおける資本と売り上げとの関係ですが、私の承知しておるところではダイエーと長崎屋、それからイトーヨーカ堂の三社が株を上場しておる、他は上場企業がないといふことを聞いておるんです。この売り上げと資本との関係がその他の、まあこれは序列といふことじゃないでしようが、まあこれは序列といふことじゃないでしようが、たとえばニチイにしろジャスコにしろ西友あるいはユニー、こういったところはわれわれが見るところもうすでに上場する実力があるし、資本の民主化という意味からも上場することが好ましいとおもふふうに思つたわけだけど、業会の内部でこの辺どういうことになつておるのか、お聞きしたいと思ひます。

それから、たとえば東京で例をとると、生活の態様が著しく変化している。たとえば一時間なし一時間半といふのはごく普通の通勤距離であります。

それから、たとえば東京で例をとると、生活の繁華街が非常に影響を受けるというお話をした。で、その影響を受けるのは中小小売り商が被害を受けたというようなニュアンスで私は受け取つたわけなんだけど、まあ、本来繁華街はおれ

る。しかもその人たちが共かせぎを余儀なくしておるというような現状に従事して、消費者に便宜を供与するという面からいなら、一がいにこの閉店時刻というものなどが一律的に規制されることについて不便を感じる。たとえば、いまスーパー

の場合には七時が大体原則だらうと思うんだけど、私の調べた範囲では、むしろ共かせぎの人たちは、七時直前に飛び込んでくるというような状況を私は承知しておるわけです。この辺といへん矛盾を来たすように私は思うわけなんで、どういふふうにお考へであるか。

それから、これに対応する場合に、シフト勤務を現在しておられると思うんです、開店の時間帯から見てですね。今後、時間規制になつてくると、このシフト勤務というものが、全体の時間が狭まつていくと、二組のずれ勤をやつておった場合には非常にこのロスが多い。勢い、百貨店のようになります日勤勤務を主体にしよう、足らぬところは、これは手伝い店員でカバーしておる。まあ手伝い店員といふのはいけないわけですから、これは井狩参考人にもお聞きしたいわけだけど、開店時間の中できりぎり一ぱい実働八時間という基準法を守つていこうとすれば、出店前と閉店の残務整理をこう計算しますと、結局どこかで何かカバーしなければ成り立たない、あるいははずれ勤をしなきゃならぬ。スーパーの場合には、明らかに開店時間が長いからずれ勤が有効に作用しておるわけだけど、これかずつと縮まつていくと、スーパーも二組でこれをやることに無理を感じる。結

ておられるか。

それから、並木参考人にお伺いしますが、私の聞いておる範囲では、スーパーの出店によつてその繁華街が非常に影響を受けるというお話をした。で、その影響を受けるのは中小小売り商が被害を受けたというようなニュアンスで私は受け取つたわけなんだけど、まあ、本来繁華街はおれ

たちがつづくたものだと、そこによそ者が出てくるのけしからぬ、それによつて顧客を取られるという印象に私は受け取つたんです。しかし、私の聞いておるところでは、スーパーなり百貨店なりが出店することによって客足がひんぱんに動くわけですから、その周辺地域における中小小売り商の売り上げはむしろ伸びるというデータが現に出ておる。この辺をどう理解したらいいのか。

○参考人(井狩彌治郎君) ただいま御質問いたしました、納入業者等の取引関係の面におきます。以上、御三方に承りたいと思います。

○参考人(井狩彌治郎君) ただいま御質問いたしました、納入業者等の取引関係の面におきます。改善向上といふことを冒頭御説明申し上げたわけですが、これには具体的に申し上げますと、一つは、派遣店員の問題と返品の問題でございます。で、これらについて強力にひとつ改善を進めます。で、これらについて強力にひとつ改善を進めます。で、これが手伝い店員でカバーしておられるわけですが、先ほども申し上げましたように、この問題は、歴史的過程もございましていろいろな事情がござりますので、実は、四十六年の九月から取引改善専門委員会といふ問題を設置いたしました。もうすでに今年の九月までで二十九回もこれの開催をいたしました。その間、納入業者団体の代表とも懇談をしながら、改善の実を徐々にあげてまいつておるわけでございまして、また、公取方面からも御指導もいたしておられます。したがいまして、この派遣店員の問題につきましては、これを廃止の方向へ持つていただきたい、努力目標を廃止することに置きたいというふうに、お取引の契約時に条件をはつきりしておいて、こういう問題がいたずらに起きてこなさないようになります。

また、返品問題につきましては、これもいろいろと取引の契約時にありますあいまいなところの問題でございます。

それからもう一つ、従業員の勤務の問題でござりますが、この問題は、いまも御指摘ございま

したように、一定の勤務時間でございましても、開店と閉店の問題がございまして、どうしても時間外の勤務というものが起ころがちなんでござります。したがいまして、これをさらに徹底しますのには、個人的に指定いたしまして、何時何分に帰る、明確にこれは交代して帰るということを指定、指示いたしまして、こういう問題が起ころないように漸次これを改善していくということです。ま取つ組んでおるような——これは各店によりまして違いますのですけれども、この問題は、いずれ全般的に取り上げて改善をしていかなきやならない問題だらうかと存じておるような次第でござります。

で、共かせきの方であれば五時半ぐらいいに会社を出られまして、郊外の駅へ着かれますと大体六時半から七時ぐらいといいうのが一つのパターンになつておるわけでございまして、ここで一律に七時に閉店するというふうなことは非常に御不便をおかけすることになるわけでございまして、アメリカと違いまして、日本の食生活またはいろんな買いものの購入習慣と申しますものが、通勤の海上についてで買って帰るというふうなことで、また、週休二日制というものが普及しますと、やはり休みの日は買ひものよりはレジャーを楽しめたい、ことに、家庭内におきますいろんな余暇の活用というものが盛んになると思いますので、そちら

意味では、今後とも御指導にあずかりまして、働き人々に対しましても人間的なそういう生活ができるような仕組み、これはやはり営業時間と勤務時間とを完全に分離して考える。営業時間はお客様と一緒に過ごす時間とを合わせていろいろ多様化する。ただここで労働時間に関しましては週四十時間、週休二日制といふものを確立しまして、ともどもその間ににおける調和を保っていきたいと考えておる次第でござります。

○参考人(並木真人君) お答えいたします。

御指摘のとおりに、その商店街に大型店が出来ることによりましてそれが全部悪いとは言いません、若干のその点の恩恵をこうむる点がございま

の恩恵は受けるでありましょうけれども、広域的な商店街という観点から見るならば、これはあまり好ましくないものという判断において、結論が商店街で出されておるわけでござります。

以上申し上げました観点から、集団的な結論といたしまして、好ましくないと、いう結論を出しておるわけでござります。

○須藤五郎君 お三人にお尋ねしたいのですが、物価問題と流通問題との関係、非常に物価が高くなってきて、みな困っているわけですが、皆さうもその点においてはいろいろ苦心をして、いらっしゃると思うのですが、この流通問題ですね、どういうふうにしていくべきか、どういうふうにして

（参考事例）お名前を申し上げたいと思  
います。  
第一番目のスーパーの資本の関係でございます  
が、私どもとしましては、現在御指摘のようにダ  
イエー、長崎屋、イトーヨーカ堂、この三社のみ  
が株式公開を行なつておるわけでございまして、  
この秋に準備をしておりますのは、いづみやさん  
が準備をされておるやに承っております。

しうるうるな新しい消費の動向に对应しましては  
通勤の途上でお買いものがしていただけるよう  
な、そのような仕組みというものが必要だと思う  
わけでございまして、この意味で、このたびこの  
法案で今後御指導にあずかると思ひます届け出制  
によりまして、地元の商店街並びに既存のいろいろ  
な業者の方との話し合いを十分に進めていきた  
い。

するか、大きく分けまして商店街全般として考えて、その商店街の意思決定を見ているわけでございましてが、その場合に、まず大型店等の開店をおきましては、その町の一会员、一商店といたる考え方でなくして、別格的な存在となりまして、その町への協力度合いが別格扱いになりますて、一般の商業活動あるいは宣伝その他売り出し、いろいろな面においても別扱いで、町とは遠離、たゞ

たら物価をもう少し下げるようになります。どうぞ百貨店の代表の方から、いろいろお聞きください。

業界の一つの傾向としましてはやはり先ほど御指摘のございましたように、大衆資本の導入によります経営の近代化、そして所有と経営を分離しまして新しい管理の態様をつくっていく、そして、もっと積極的に御利用いただきております消費者の声を直接的に経営にこれを反映させていくたいというふうに考えておるわけでございます。何ぶん私たちの業界自体が非常に若い業界でございまして、各社とも設立十年ないしは十五年でございますので、企業の安定が、これが見通しがはつきりしてきました段階においては、ほとんどの企業が株式公開に踏み出していただしたことになろうというふうに考えておる次第でございます。

第二番目に御質問いたしました消費者の生活の態様の変化でございまして、御指摘のように、一時間半ぐらいが通勤の一つの常識になつておるわけでございまして、五時に退社されます——五時と申しましても、五時にすぐ退社できませんの

ことに、ここでお願ひをいたしたいのは、単に大規模小売り業者と中小小売り業者との間ににおける利害の調整ということではなくて、やはり消費者代表の方——地元のほんとうに毎日商店を御活動いただきますそういう主婦の方々の代表、いわゆる消費者代表を商調協に必ずおいでいただきまして、ほんとうの消費者の声というものを今後この法案の運用においては活用させていただきたい、このように存する次第でござります。

三番目のシフトの問題でございますが、私どものほうはこの意味では、シフト制度というものに対しては創業以来各社とも取り組んでおるわけでございまして、ことに各社とも現在では完全週休二日制へ邁進しておるわけでございまして、週四回十時間労働ということで、このごろの労働組合と常時話し合いを続けておるわけでござります。女子の残業というふうな非合理的なことは一切やらぬないように考えておるわけでございまして、この

た存在としての活動になりまして、密着がしがいという点でございます。

第二には、その出来ました通りは非常に繁華街になりますけれども、従来の出来た通りであつてもそこにスーパー や大型店が出来なくてほかへ出た場合には、従来の客の流れを全部変えてしまって、せつからくそこにおいての都市計画あるいは消費者の観光的な歩道、いろいろなものがスーパーの准入に地点において消費者の流れが変わってしまうために、お客様あるいは商店街等において非常な混乱を来たし、また、そのため非常に被害を受けるものも出てくる。それから、業種によりますことは非常にスーパー 等の大型店の進出において事実上営業上に打撃を受けているものがござります。特に周辺部における小売り商は大きな痛手を受けたおわけでございます。ただ、いいことです、大型店の出来ました通りは寄せのための方々から集つてしまりますので、その通りだけは多く

た物価問題につきましては、いま一番大きな問題として取り上げられておりますので、百貨店側といたしましてもできるだけこれに御協力申し上げたいということです。

具体的に申しますと、われわれのできます範囲内のことということになりますと、先ほどこれは中内参考人からもお話がございましたように、やっぱり大量仕入れすることによってコストを下げていく、そして一般のメーカーの方々にも喜んでいただだし、われわれもそれによつて安く仕入れることができて、安くお客様にも提供することができるのじやないか。これが一つと、それからまた、産地と直結していくやり方もあるうかと思います。産地の方々と実際の提携をいたしまして、あるいは計画的な、商品によりましていろいろなまちまでござりますけれども、物によりましては計画生産と取り組んでやつてまいることも、これも一つの方法かと存じます。

意味では、今後とも御指導にあずかりまして、働きのような仕組みこれはやはり営業時間と勤務時間とを完全に分離して考える。営業時間はお客様に合わせていろいろ多様化する。ただここで時間をとを考えておる次第であります。  
○参考人(並木貞人君) お答えいたします。  
御指摘のとおりに、そこの商店街に大型店が出来ることによりましてそれが全部悪いとは言いませんが、若干のその点の恩恵をこうむる点がございまして、するが、大きく分けまして商店街全般として考慮して、その商店街の意思決定を見ているわけでござりますが、その場合に、まず大型店等の開店におきましては、その町の一会员、一商店という考え方でなくして、別格的な存在となりまして、その町への協力度合いが別格扱いになりますし、一般の商業活動あるいは宣伝その他売り出し、いろいろな面においても別扱いで、町とは遊離いたしました存在としての活動になりまして、密着がしがたかしいという点でございます。  
第二には、その出来ました通りは非常に繁華街になりますけれども、従来の栄えた通りであつてもそこにスーパーや大型店が出なくてほかに出た場合は、従来の客の流れを全部変えてしまって、せつからそこにおいての都市計画あるいは消費者の観光的な歩道、いろいろなものがスーパーの進出に地点において消費者の流れが変わってしまうために、お客さんあるいは商店街等において非常的な混乱を来たし、また、そのために非常に被害を受けるものも出てくる。それから、業種によりますと、非常にスーパー等の大型店の進出において事実上営業上に打撃を受けているものがござります。特に周辺部における小売り商は大きな痛手を受けておるわけでございます。ただ、いいことは、大型店の出来ました通りは寄せのための方々から集つてまいりますので、その通りだけは多く

の恩恵は受けるでありますけれども、広域的な結論となり好ましくないものという判断において、結論が商店街で出されておるわけでございます。

以上申し上げました観点から、集団的な結論といたしまして、好ましくないと結論を出しておるわけでございます。

○須藤五郎君 お三人にお尋ねしたいのですが、物価問題と流通問題との関係、非常に物価が高くなつてきて、みな困っているわけですが、皆さんもその点においてはいろいろ苦心をして、いらっしゃると思うのですが、この流通問題ですね、どういうふうにしていくべきか、どういうふうにしたら物価をもう少し下げることができるようにならぬのかという点で、いろいろ考えていらっしゃる点もあるうかと思いますので、現在やつていらっしゃるやり方、また、これからこういうふうにいたらいいと思う考え方があるならば、参考までに聞かせておいていただきたいと思います。

どうぞ百貨店の代表の方から。

○参考人(井狩清治郎君) いまお話をございました物価問題につきましては、いま一番大きな問題として取り上げられておりますので、百貨店側といたしましてもできるだけこれに御協力申し上げたいということです。

具体的に申しますと、われわれのできます範囲内のことということになりますと、先ほどこれはやつぱり大量仕入れすることによってコストを下げていく、そして一般のメーカーの方々にも喜んでいただくし、われわれもそれによって安く仕入れることができて、安くお客様にも提供することができるのではないか。これが一つと、それからまた、産地と直結していくやり方もありますかと思ひます。産地の方々と実際の提携をいたしまして、あるいは計画的な、商品によりましていろいろまちまちでございますけれども、物によりましては計画生産と取り組んでやつてまいることも、これも一つの方法かと存じます。



たのは、ちょうどいまの情勢が非常に物価がもう上がりつつあるという情勢でございますので、実際の面になりますと、それを防止しているような役目を果たしておるというような形じゃないかと思うのでございます。でございますから、たとえば家具一つ取り上げまして、家具の需要といふものは非常にばく大なものがいまござります、日本の住宅事情もございまして、これをかりに確保しようと思ひますと、これが相当な場所を持って括して押えておきませんと、どんどん上がつていきますから、したがいまして、一つの倉庫の中へ、こちらへ入れまして、そして、それには相当な倉庫を持つて臨んでまいりませんと、従来のようないわゆる納入業者だけにおまかせして、そのつどやつておりますのではもう上がる一方でござりますから、これは何としてもわれわれのほうが計画的に生産をお願いして、それを自分の倉庫の中へ入れて自分で確保して、そしてお客様に提供する。いまの役目はちょうどその歯どめのような役目、むしろ消極的な役目しか果たしていない。これを積極的に、さらに安くするというところへ持っていくには、まだ相当大きな政治的な面からこれを解消頼むないと、われわれの業者だけはどういってはできない問題だろうかと、かように考えるわけでございますが、ごらんいただきましたあれは、そういう意味においては非常に大きな役目を果たしておるんじゃないかなというふうに考えておるのでございます。

○須藤五郎君 井狩さん、いまどんどん物が上がっていく、だから自分たちとしても大量に物を貯えて置く必要があるのだ、こういう御意見ですね。それじゃ、安く買ったものを、物がずっと上がつていった値段でお売りになるのですから、たくさん貯えたものは買い込んだときの値段でそれ少しの利潤をかけてお売りになればともかく、たくさん買い込んで、物の値が上がった段階でそのまま同じことになるのじゃないですか、それは。

○参考人(井狩清治郎君) いや、それほど、半年

も一年も買いためでおくほど商品は、回転率はおそらくことございません。実際にそれが刻々上がってまいりますから、でございますから、とてもおっしゃるような余裕もございませんし、また、われわれはそれだけの資金を持ってやるような商売じやございませんので、決してそういう、いわゆる結果的に見て買いためになるような結果ということにはなりませんで、むしろ、現在の家具一つ取り上げましても、あれば大きな面積を取るのでございますから、これはおのずから限度がございます。でございますので、決して上がつたら上がりっぱなしで、それでもってわれわれのほうがもうけているということは決してございませんで、まあごらんいただきましても、決してわれわれのいまの率が非常に上がつておるというようなことは毛頭ございませんで、むしろ防戦これつとめておるような状況が現実でございます。

○須藤五郎君 私、議論をするのはやめます。実態だけ私は申し上げたので、流通センターが資本の回転を非常に早くするということのために利用されておるのであって、物を消費者に安く売るためにというふうに流通センターが利用されていないという点を申し上げたのでして、そうじゃなしに、やはりこれから流通をどんどんああいうふうに便利にするということは、とりもなおさず、物を安くするという方向でそれが運営をされないと意味がないのではないかということをいま申し上げたのでございまして、これ以上議論は私はやめておきますから……。

○委員長(佐田一郎君) それでは、これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の各位には、御多用中、長時間にわたり御出席をいただき、また、貴重なる御意見を拝聴させていただきました。まことにありがとうございました。

午後一時三十四分開会  
午前に引き続き大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○阿根根豊君 公取委員長の時間がないようでございますので、この点を先に御質問申し上げます。が、百貨店における手伝いの店員が、公正取引委員会の資料によると、本年一月現在において、従業員数が二十二万六千二百七十九名のうち四万二千三百三十名もあり、全従業員に対する比率が一九・五%、しかし、この数字は二百七十二店舗の平均でありますと、大手の有名な百貨店では、どの本を読んでも三割もの手伝い店員がいるといふことが書かれている。この程度の手伝い店員がいると見るのが常識であろうかと思ひます。この手伝い店員につきましては、公正取引委員会においても、従来、再三にわたって業界の自主的な改善努力を要請しておられるということをございまして、それでも、従来、再三にわたって業界の自主的な改善努力を要請しておられるということをございまして、正取引におちいらないようという見地から、公取とも連絡しまして、百貨店協会等を通じていろいろ警告もし、これが廃止を行なうように努力してきました。かねてから返品問題とともに不公平な店員について、公正取引の見解では、特殊な技術または能力を持つておる者について限定的にやむを得ぬと認めるときには認める、というふうな態度であったよう思います。まさにそのとおりでありまして、これが一九%以上にも及んでいるということは、著しく趣旨に反することでござります。今後とも公取とも連携をとりまして、全廃を目指して行政指導をしたいと思つております。

○阿根根豊君 公取委員長は時間がないようですから、そのものばかりを質問していきます。

不當表示につきまして、少し古い資料を見ましても、西武池袋店等は四割が不當表示だといふことがやられております。さらに、絹一〇〇%がナilonがはじつておった、あるいは大蔵省から払い下げたダイヤモンドがそうちなかつたと、こういうことが言われておるわけなんですね。それで大蔵省のダイヤモンドなんですが、大蔵省から

的はどういう計画で派遣店員を減らすかというような点について計画の提出を求めて、その実行を監視する、それによっていままでの速さよりも、全体としてはまだ不十分な点が多くござります。手伝い店員にいろいろな事情があることはわかりますけれども、しかし、いずれにしても、それは経営の合理化その他の点から見ましても好ましいことではない、納品業者に対する対策の上から優越的な地位をちょっと乱用し過ぎているのではないか、こういう観点をもちまして、相当厳粛に是正を求めるつもりでございます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 手伝い店員の問題につきましては、かねてから返品問題とともに不公平な店員について、公正取引の見解では、特殊な技術または能力を持つておる者について限定的にやむを得ぬと認めるときには認める、というふうな態度であったよう思います。まさにそのとおりでありまして、これが一九%以上にも及んでいるということは、著しく趣旨に反することでござります。今後とも公取とも連携をとりまして、全廃を目指して行政指導をしたいと思つております。

○阿根根豊君 公取委員長は時間がないようですから、そのものばかりを質問していきます。

不當表示につきまして、少し古い資料を見ましても、西武池袋店等は四割が不當表示だといふことがやられております。さらに、絹一〇〇%がナilonがはじつておった、あるいは大蔵省から払い下げたダイヤモンドがそうちなかつたと、こういうことが言われておるわけなんですね。それで大蔵省のダイヤモンドなんですが、大蔵省から

どれだけダイヤモンドを出したのか、それを百貨店がどれだけ売ったのか、いまでのくらい残っているのか、それがわかつておつたら教えてもらいたい、と思ひます。

○政府委員(熊田淳一郎君) 大蔵省の払い下げダ  
イヤモンドの放出の時期は、昭和四十一年度から  
開始をされました。その放出の方法は二つござい  
まして、一般入札と委託販売の二つの方法がござ  
います。委託販売のほうは、昭和四十四年度をもつ  
て中止をしております。

現在までの放出量でござりますが、約十二万二千六百六十カラット、個数にいたしまして約六万二千五百四十個でござります。現在大蔵省に残つておるといわれておりますのは、約三万八千五百カラットということとござります。

○政府委員(熊田淳一郎君) 一般入札と委託販売とで量がどの程度であるか、ちょっと手元にただいま数字を持っておりません。

○阿見振替君 大本それがわからなーと、不當表

示だと言つてもどのぐらいあるのか、大蔵省に三万何千カラットあると、これは大蔵省にあるんだから問題ありません。しかし、委託販売は四十四年で打ち切ったからこれはもうないはず。そうすると、一般入札でどの業者がどれだけ買ったのかということはわかつてゐるはずなんです。そうすると、その業者はどれだけ売ったのか。じつと握っているのか、じつと握っているのを許しているのかどうか。おそらく一般入札したならば、これは早く売りなさいということでしょう。それが一般入札は四十一年からですか、四十一年からやったのが、四十八年の今日までまだこれは大蔵省の払い出しダイヤモンドですと言うぐらい持つてゐるのかどうか。それがわからなかつたらなかなかむずかしいんじやありませんか。それはわかりませ

○政府委員(熊田淳一郎君)　ただいま手元に実際  
に販売されました量という数字を持ち合わせてお  
りませんので、ヨツツナラリませんが、よつとこ  
んか。

○阿具根登君 じゃ、公取委員長にお尋ねしますが、四十一年に一般入札した、それをいま、これは大蔵省の払い下げですと言つて売った場合は、四十一年といまの物価と比較したら幾らくらい売れま  
その点ははっきりしたお答えができるわけでござります。

○政府委員(高橋俊英君) 私実は、ダイヤモンドの値段の値上がり程度はよくわかりません、はつきり申し上げまして。相当騰貴しているといふことは承知しております、確かにおっしゃつたところから大蔵省が一般入札であれ、委託販売であれ、出す場合に、市価よりも高い値段をつけ

することはないんで、若干低い価格であろう、通常そういうことでないと処分ができませんから、少し低い価格でやっている。そして、ことにインフレムードが高まつたような今日、貴金属類等に対して非常に投機的な買いものが多かつたということも承知しております。そういう点から申しますと、かなりの直上りを来させて、ことは誰か

○阿見根登君 そうしますと、これはやはり昔でいえば隠退蔵物資ですか、そういうふうにこんな場所もとらないやつはしばらく置いておけばいいじやありませんか、そういうことを大蔵省は許すかどうか。四十一年に払い下げた、それを少し売つてあと売らなかつた、そして物価の上がるのをずっとにらんでおつて、今日になつてまた大蔵省払い下げですと言つて市価よりも安く売るけれども、膨大な利潤をそこで得るじやありませんか。これが十二万二千六百六十カラットですか、六万二千五百四十個。残っているのは三万八千五百カラットです。そうすると、十二万カラットからダイヤモンドが出ておるはずなんです。そのダイヤモンドをそのとき少しだけ売つて、あとは

ずっと隠しておいて、いま時分になつて大蔵省の払い下げですと、こう言つて売れば、置くのに場所も何を要らぬのに、ばく大な利益を得さして、ここにまちまちござります。三、四つある

ことになりますから、たしかその数をつかんでおられますかと、こういう國の、しかもこれは戦中のものであって、國民の衆人環視のものなんです。それが大蔵省からどれだけ払い下げられて、どれだけ売れて、どれだけ残っているのだと、それもつかめないんですか。それじゃ、不良表示だとか不当表示だと言ったところで、き

め手にならぬじやありませんか。そういうのを押  
える手はないんですか。

○政府委員(高橋俊英君) 実は、御承知と思いま  
すけれども、私どもはそのダイヤモンドの扱い下  
げそのもの、なお、その追跡というふうなことに  
ついて直接そこまで監視をする立場にはないん  
じやないか。私どもの不当表示といふのは、大蔵

省からの払い下げだと称して中身が正体不明のものを百貨店で売ったと。こういう事態につきましては、それは不当表示の疑いが大きいにあるわけですか。ですから、私どものほうの権限としてなきなければならないこと、なすべきことは、まさにその不当表示の問題としてこの問題を取り上げていま。そつ某に、ちらり見ててこなれど、企

部は把握できません。それは大蔵省からどれだけ払い下げた、いま取引部長から申し上げたとおり、そういう点は当然わかつております。残つてあるのもわかつておりますが、それが、第一次に払い下げを受けたものをそのまま直接販売するわけじやございませんで、それからさらにも転売されて、それでパートにいくものもあるし、他の貴金属商によって売られるものもある。

なお、四十一年に払い下げたものが今日まで、あるいは最近に至るまで置いてあつたというふうに考えられることはないのでございまして、ダイヤモンド等に対する投機的な買いが特に起つて、したがつて売り惜しみをしたかもしないと、いうのは、私はやっぱりドルの動揺のときからではないかと思うんです。そのときから、つまり金

価格が上がり始めると、外国で金価格が上がつて、ダイヤモンドもいままでよりは速いテンポで値上がりするというような事態が起きてきたということがあります。(ミス) こういった動きの背景には、

ことになるとござりますが、それらの間の事情は「して公取が逐一その行く末を調べるということは、ほとんど至難のわざ」といいますか、「困難なわざでござります。ただし、取り締まりの対象といたしましたのは、不当表示の疑いが濃い、こういうことで権限を行使するに至ったわけでござりますので、その点は御了承をいただきたいと思します。

○阿木根登君　じゃ、通産大臣はどうお考えになりますか。——これは大蔵省の役人見えておらぬから、呼んでおりませんからしようがないんだけれども、公取委員長は、ただ大蔵省の払い下げでないやつを払い下げだと言つたから、これは不当表示だと。私は、そこまで言うなら、どれだけ大蔵省の払い出しが残っているかということをつか

んでおかなければいかぬと思うんです。なぜなら、大蔵省の払い下げだから安いんですよと言えば不當表示になるので、しかし、実際のものだったら、昔のやつよりもいまのやつのほうが高いはずなんですよ、常識から言えど。それをなぜこれは大蔵省の払い下げですと言うかと、これは問題がある

と思ひます。これにタイヤモントとしても、  
ビンからキリまでいろいろあるでしよう。しかし、  
そうだったら、あなた方も、それは大蔵省の払い  
下げじゃないのをなぜ払い下げと言つたかという  
だけじゃないんでしょう。それだけだったらそれ  
はだれでもできますよ。そうじゃないでしよう。  
これは大蔵省の払い下げのやつよりもいいやつで  
あるか、あるいは悪いやつであるか、あるいはそ  
の大蔵省の払い下げはどのくらいあつたからどの  
くらい残っているのか、そういうところをつまび  
らかにしなかつたら、何もきめ手がないじゃあり  
ませんか。

じゃ、通産大臣はどうお考えになりますか。四  
十一年からいままで持つておるわけがないでしょ  
うと、それは公取委員長ならそうでしょう。しか  
し、いまの百貨店の経営者諸君は——きょうも朝

会ったのですが、その連中がそういうことも目につかぬで商売できますか、あなた。大蔵省から安く払い下げたなら、一部は安く払い下げる、あと握つておけば高くなるということは百も承知していますよ。だから私は、まだどこかに隠してあると思うんです。そういうのも追跡しなければ、とてもじゃない、不当表示だ、不当表示だと言つても、その不当表示は高く売つているわけじゃないわけなんです。通産省、どういうふうにお考えですか、大臣は。

げてやつたからそれから先は商人がどうしようか  
かってだ、ということじゃないと思うのです。それ  
は国民に報告せにやならぬと思うのです。これは  
非常に問題になって払い下げしたやつです。そわ  
なら国民に、どれだけ払い下げて、どれだけいま  
市場に回つて消化されてしまったといいくらいの  
ことは、大蔵省は当然つかんでおかねばならぬ。  
そうしなければ、四十一年に安く払い下げてしま  
らつて、いま時分に大蔵省の払い下げですといふ  
ダイヤモンドを売つたら、私は何十倍ともうかるよ  
う思うのです。そういうことをしかねないですよ

常な価格であるとかあるいはその不当な利益、非常に高い価格とか不当に低い価格というふうな表現でございますから、一般指定の中にあるのでございますが、判断の基準が明確でございませんでした。そこでこのたび、再販問題等も実はからんでおるのでございますが、そういうブランド商品で玉商品になりやすいようなもの、つまり手ごろなものをお非常な安い値段をつけて売るということはいろんな点で弊害のほうが多いのじゃないか。それで外国の例も参考にしまして、この際、これを特殊指定、一般指定ではなくて基準をもつと明確にすべきだよな、こう、う規定から基準をもつて

いろいろな事情を勘案いたしまして、これらの  
いまあげましたスーパーの場合でも、平均すれば  
二二%の販売元関係の経費がかかっている。そのう  
ち直接費と間接費に分けます。——間接費とい  
ふことは適当でないでございますが、一般管理  
費と申しますが、直接販売費は、スーパーの場合  
に一二%、小売り業の場合に一五%が平均でござ  
ります。むろん最高、最低をとらえますと、これ  
よりもかなり誤差がございます。  
そこで、いろいろな観点から、まず六%を加え  
た額であればほとんど全部の場合に、商品別原価  
をかりに原価十草へこしも赤字になること  
を

○国務大臣（中曾根弘智君）　いまお話を承った範囲におきましては、阿具根委員の申されるとおりだろと私は思います。幾ら、いつ、どういう品物が出たかということを的確につかんでおかなければ、不当表示であるかないかという根拠がわからぬだろうという考え方ごもっともあると思ひます。いまどういうふうになつているか私はわからぬだらうといふ意見だけを申し上げておきます。それから、一般、公正取引委員長の命令でいふ

大蔵省のほうで検印でも押して、何カラットのこの品物は何月何日大蔵省から払い下げたものでありますと、こんな判こでも押して、一つ一つについて証明書みたいなものでもつけておけば、そういう証拠ははつきりしてくると思いますけれども、もしさういう手続をしておらなかつたとすれば、大蔵省の払い下げであると書くことは非常に疑わしい行為になると、そう思います。

○阿見根量君 まあ、大蔵省が来ておりませんか

○政府委員(高橋俊英君) ただいま御質問の点は、小売り業における不当廉売を特殊指定という方法で規制しようという案でございます。これはいずれ公聴会などをやりませんと告示ができませんので、私はあえてこれを案と申し上げます。

らしうがかないのですけれども、先ほとから申上げますように、戦時にこれは国民から取り上げたダイヤモンドなんです。普通の、國がよそから買い上げたダイヤモンドじゃないのです。國民から取り上げたダイヤモンドなんです。そのダイヤモンドが、國から払い下げる場合に、どれだけ払い下げたけれども、その行くえはどこにいったかわからぬと、そういうようななすことには許されないと私は思うのです。これは大蔵省に言うことばなんですよ、皆さんに言うことばじゃないんです。そういうものでしよう、このダイヤモンドというのは、性格から考へても、ただ、払い下

た、公取会の模様などによりましては多少の変更があり得るということも含んでおかなきなりをかせん。私どもは、原案そのものを固執しなければならぬというふうには考えておりませんが、御指摘のとおり、その一般的な基準としましては、今までの目玉商品といわれるものが仕入れ価格とも割っておるというのがしばしば見られます。そのことにつきましては、かねてから公取に苦情が――主として小売り業でござります、競合する小売り業から、これは何とか規制して取り締までもらえないのかと。ところが公取としては、実は一般的な基準、一般的な指定としましては、不

は仕入れ価格に対応してありますから、小売り価格に対する割合はこれより僅くになりますけれども、私どもの規制の標準としているのは、実質的な仕入れ価格から、たとえばリベートとかあるいは現品添付でもって実質的な値引きが卸から行なわれている場合、これはその分を考慮した実質的な仕入れ価格を基準にいたしまして、それに六%を加えた額までは目玉商品として販売することも差つかえないと、これは言わざるを得ないわけです。

「ござります。」  
不当な景品によつて客を誘引するのも、おとり商品によつて客を他から自分の使つて、おとり商品によつて客を他から自分のほうに奪い取ろうとするのも公正な競争とは言ひがたい、このよくな見地で、もちろん、これは事実問題として妥協点でござりますが、六%に敵格なる根拠があるとは申しません、しかし、その程度が外国の例なども調べた上でますますの線ではなかろうか。相当な赤字販売までは認めるが、あまり極端な、仕入れ価格をも相当割るような実例がござりますので、そのようなことは消費者のためにならない。実質的にはおとり販売することによって実はそれ以外の商品を買わせるように仕向け、そして相当の利益を得ておる、こういった商法、商いのあり方について、やはりこれを放棄すべきでないという観点で、今回の案を立てた。

セイリヤ

○阿木根登君 あなたと論争する時間はもうない  
ようですが、それでは下限を六%までときめられ  
たならば、上限は何%におきめになりますか。ま  
さか安売りだけはできぬぞ、高売りは何ぼ高く  
売つてもいいのだぞといふ考え方ぢやないでしょ  
う。安売りをきめたら、高いところもきめにやな  
らぬと私は常識的に思うのですがね。高いところ  
もひとつ教えてくださいよ。仕入れ値から何%以  
上利益を取つちやならぬぞと、そこに公正の問題  
が出てくる。安売りだけは売つちやいかぬ、自王  
商品ばかりならぬ、高いのは規制せぬ、わしはそ  
ういう理屈はないと思うから、その点だけひとつ  
はつきりしてもらいたい。

○阿良根登君 その点に私との食い違いがあるわけなんですね。いいですね。自由主義経済だから自由だとおっしゃるなら、下限をきめることはできないんですね。いいですね。それは小売り業者のために、赤字だからこれはやまきぬという気持ちはあるわかりますけれども、一般消費者はどうなりますか。消費者は目玉であろうと何であろうと、少しでも安かつたら電車貨を使つても買ひに行くのが消費者の気持ちなんですね。そこへ行けばあの高いのを買わざれるから同じことじゃないかという解説が出ておりましたが、それなら高いものを規制しなければ何にもならないのです。高いものは規制しなくて、それは自由主義経済なら自由にやらずべきなんです。下をこれ以上赤字で売っちゃならぬというなら、上だってこれ以上もうけちゃならぬというのが私は常識だと思うんです。上はかつてにもうけるだけもうけなさい、仕入れが幾らであっても、何倍になるうと、それはあなたの方の競争ですから御自由ですと言ひながら、下は六%以下で売っちゃダメです。それはおかしいんじゃないですか、それは消費者を無視したやり方じやありませんか、私はそう思うのですけれどもね。その点、一点だけ。

して六%というようなことはあり得ないわけですね。ですからやってるやり方は、一部の商品を特にお客様の一人に対して一個とか二個とかというふうな制限をしながらやって、何時間かで売り切れてしまうというのが実態でございます。そういうのを月に十回も繰り返しているという例が認められます。

これは一般の小売り商にはありません。そのような廉売をするにはよほど、まあスーパーに匹敵するといふか、大型資本の、特殊なごく一部の腕力のある、資本力のあるものだけが続け得るものとして、全商品を安売りしたら、これは結局は自分で自殺するにひとしいことでござりますから、それはない。消費者の立場からいしまして、いかにも私どもがそういう目玉商品をある程度最低価格を押えることによって、不利であるというふうに御認識になるかもしれませんけれども、それは当たらない。全体としてむしろ平均して安く売つていただくのが、すべての一般消費者があまり不公平でなく安い消費財にありつける方法であつて、目玉商品だけを追いかけて買つて歩く方があるのはそれらのものにあります。そこはほんとんどなくて、適正といいますか、それを埋めて余りあるだけの価格でスーパー等が販売するのを買つてくる。

そして、スーパーは今日非常な勢いで販売量が伸びております。もちろん利益もそれに伴つてある程度伸びていることは確かでございますが、そういうことは一般消費者の購買の結果がそうなつてゐるのでございまして、それ以外にはないはずでございます。一般消費者がそういう手段で買つてると、適正利潤を確保せしめ、そしてその事業の伸びを、特に大型になればなるほど高いわけですから、おとりというような方法によって他の小売り業者に圧迫を加え、一般消費者の目をそらして客を誘引するという方法はなるべく控え目にし

ていただいたらいいのではないか。  
上限に對して押えなければ、下限だけを押えるのはおかしい、片手落ちだという御意見はごもつともと思ひますけれども、その点については先ほどお話し申し上げたとおりに、上限に對する規制ということはかなり容易ならぬことであります  
が、不当な廉売行為、つまり明らかに不公正な廉売行為と、いうものに對して規制するのは、公正取引委員会の姿勢としてはさほど筋道を離れたものではないのではないか、かように存じている次第でございます。

○阿良根登君 どうもかみ合いませんね。たとえば、スーパーならスーパーが正常な場合に相当な販売量があつて、相當な利益があつた。この利益はやはり一般の消費者に還元しなければならぬ。還元する方法は何か。いろいろ景品をつけたりなんかすることもあるでしょう。しかし、直接そういう要らないものを景品としてつけてやるよりも、必要なやつを、ひとつ赤字でもいいから安く売つて、そして利益を還元しましよう、といふいう気持ちだったらあたりまえじゃないですか、何もおとりだ、おとりだということではなくて、自分のところは今期はこれだけ黒字になった、これはお客さまに対しこれだけ助けてもらつたのだから、これは少しお返せなければならぬという気持ちで、これは赤字になつても、他が黒字になつたから、だからこれはお返しますよということだったら、これはあたりまえじゃないですか。これは不當じゃないじゃないですか。安売りが不當だといふなら上限も不當なんです。

だから何か小売り業——まあ、この法律案は小売り業を守るための法律案ですから、だから飛躍するかもしれませんけれども、実際は購買者の利益を考えてこれも出でるわけなんです。そうすると、いま論争しているのは、購買じやなくして小売りだけのことを考えておられる。小売りだってやっぱり利潤があつたならば、何かこれを還元してお客様に喜んでもらうようにしていくのが私たちは道だと思うのです。だから下限だけをびつたと

一  
三

大臣に質問いたしますが、提案理由にあります  
ように、本法案では、一方では消費者の利益を確  
保すると同時に、小売り業者の方々が置かれておる  
立場に対してその調整を行なう、こういうことが  
重要な柱として指摘されておりますが、その具体  
的な調整の方法として、いわゆる事前審査制がと  
られております。この事前審査制について通産大  
臣に若干御質問申し上げたいと思うのです。

それにむかわれば、農業や中小製造業等に対する施策に比べて、中小小売り商業に対する國の施策には従来あまり見るべきものはなかつたと思ひます。中小小売り業者は、現在も現行の百貨店法による新規参入の規制にたよるところが大きいと言わざるを得ない実情であります。この点を考えて、現行法どおり許可制にすべきであるという中小業者の意見に対し、大臣はどのような受けとめ方をしておられるか、伺ひたいです。

○國務大臣（中曾根康弘君） 中小企業者からの、許可制ということを考えて、いらっしゃるという要望はよくわかります。しかしながら、最近の情勢を見ますと、スーパーが非常に進出してまいりますが、非常に進出してまいりますが、地元の商調協等では多いようでございます。しかし

また一面、スーパー、百貨店等を見ると、小壺り商業、零細企業に対してそれぞれの機能をまた果たしておりまして、百貨店は非常に多種多様の品物をそろえて、百貨店は物を買いくと同時にレクリエーションにいくというような、ちょっといい気分にさせるというような庶民にとって独特の場所であります。それから、スーパーはスーパーでやはり流通機構の合理化の中で機能も果たして、消費者のために両方ともかなりサービスしてきたいるという面もございます。一面においては、小売り零細企業は非常にやりにくい商売であるというで近代化しないという面もあると思いまが、ともかく、百貨店やスーパーがお客様に目當てにいろいろサービスしたり努力しているということは、零細小売りにとっても非常な刺激になつて、それは消費者に対してはプラスの面であるわけであります。そういう面から、このスーパーというものもあながち否定すべきものではございません。

また一面、スーパー、百貨店等を見ますと、小売業者たしておりまして、百貨店は非常に多種多様の品物をそろえて、百貨店は物を買いていくと同時にレクリエーションにいくというような、ちょっといい気分にさせていろいろな庶民にとって独特の場所であります。それからスーパーはスーパーでやはり流通機構の合理化の中で機能も果たして、消費者のために両方ともかなりサービスとしているという面もございます。一面においては、小売り零細企業は非常にやりにくい商元であるというで近代化しないという面もあると思ひますが、ともかく、百貨店やスーパーがお客様に当てにいろいろサービスしたり努力しているということは、零細小売りにとっても非常な刺激になつて、それは消費者に対してはプラスの面であるわけであります。そういう面から、このスーパーというのもあながち否定すべきものではございません。

にはできない、そういうことを一つのチェックリストにして、通産省が事実上行政指導を行なえるようにならなければいけません。それによって、もう言ふことを聞かないという場合には営業停止ということを食らわせますし、また罰金も三百万円と大きくいたしました。デパートあたりは三百万ぐらいたしたことはないかもしませんが、営業停止というものは非常に大きなものでございまして。そこへいくまでの間に従業員の勤務時間、開店時間、サービスの内容、条件等についても地元と調和させるようにして、これは従来百貨店についてありました、サービスも同じ条件でそういう規制の網にかぶせることにしたわけでございま

もう一つ考ふらざることは、寄り合い百貨店  
というのをございまして、これは中小零細の商店  
が集まりまして、百貨店類似の大きな店舗をつ  
くってきているというのがござります。これらは  
商店街や商店が自衛策として伸びていこうとして  
努力している形で、むしろこれは奨励すべきもの  
であります。しかし、それが百貨店なるがゆえに  
といって著しい規制を受けるということも、これ  
また考ふなればなりません。そういう意味において、  
寄り合い百貨店というようなものはむしろ  
奨励をする、助長する。それ以外の今までのス  
パーーや百貨店については、小売り商店街や小売業  
との関係を調整する。そういう意味において当局  
が届け出という形はとつておりますけれども、事  
実上許可に近い内容をもつてこれをチェックす  
る、そういう形で流通体系の調整をはかつたわけ  
でござります。

○阿見根蒼君 これがいま大臣が言われましたよ  
うに悪質な場合は、営業停止するような強力な罰  
則をかけた、私は、ここでこの法案に対しても賛成  
の気持ちになつたわけなんです。いままでは罰則、  
罰金でも、打ったところでそれは問題にならない  
んです。

じゃ、その百貨店がスーパーを開いたのはどのくらいあるか、これは大臣かどなたかひとつ答えてください。その百貨店が百貨店の規制をはずされて事前審査になった、これは百貨店としては喜ばしいことです。スーパーとしてはこれは困ることです。小売り店としても困ったことなんです。なぜ規制をはずしたか、こうなります。しかし、現実の問題は私は、百貨店がスーパーを開いているのは多數あると思うのです。私の知っているところだけでも相当数あります。だから、百貨店があじやこうじや言いながらスーパーまで自分がやってしまっているじゃないか、百貨店とスーパーと二つやつて小売り業者をたたいているのが、百貨店の実態じゃないか、こう思うわけなんです。だから、百貨店がスーパーを經營しているところはどのくらいあるか、知らしてください。

○阿貝根辰君 百貨店協会の調査でそうだそうです  
ですが、大臣、これはどうお考えになりますか。自  
由主義経済だから、百貨店がスーパーをやっても  
それは何も文句を言うところはないのですけれど  
も、しかし、やはりそういう大資本が中小企業を  
圧迫している。百貨店はこれ以上店舗をふやすこ  
とはななかな困難だ、こうなつてきますと、今度  
はスーパーのほうにうんと力を入れる。

もみましたけれども、結局、今まで申請を抑制されてきた既設の二百貨店の店舗拡張をますやるべきである、そういうことで、岩田屋、伊勢丹の願いは通らなかつたので、そういうような行政措置を当方はしたわけでございます。これは穏当な措置であつたと思います。しかるに今度は、通らなかつた伊勢丹、岩田屋がスーパーを開いたということは私ちよつと初耳なんでございます。おそらく、それも商調協である程度調整しながらやつ

○政府委員(森口八郎君) 御指摘のありました  
たんだろうと思ひますけれども、商調協を無視し  
てそれはやれないと思ひますが、その辺は事務當  
局に答弁させます。

が二つありました。これは商調協が絶対店舗の拡張を許さない、だから三十一年から今日まで一坪も店舗は拡張しなかったのです。ところがそれを持つてきて、中央の大手の伊勢丹やあるいは地方の大手の岩田屋が、ここは人口当たり面積が非常に狭いから、だから百貨店をここにつくりたし、既存の百貨店を二つ合わしても足らぬような大きな百貨店をつくると、こう言い出したわけなんですね。そうすると、法を守つておった百貨店はばかりを見るのです。何ぼ申請しても商調協の反対で通産省から許可がおりない。そうして十何年しんぼうしてきたところが、人口に比して百貨店が少ないうから中央から大きな資本がどかっとおりてきました、それで大問題になってきたわけなんです。法を守つた者はばかを見る。それで、その売り場面積まで入れると東京よりももづと人口に比して広い百貨店になっちゃつた。ところが今度は、その百貨店は許可されぬというようになつてきただところが、それをそつくりスーパーにしてしまつた。こういうことをやつているじゃないですか。これが一体どうしたことなんでしょうか。こういうことができれば法の目は何ぼでもくぐつていけ

る、こうしたことになると 思いますが、  
○國務大臣（中曾根康弘君） 熊本の場合は、阿見  
根委員の御指摘のとおりでございまして、鶴屋上  
大洋が店舗拡張の要請をだいぶ長い間やつておられ  
ましたかが、地元の商調協を通らないで抑制され  
たわけです。そこへ持ってきて、産交交通の前  
のターミナルを使って、岩田屋、伊勢丹が大きき  
百貨店をつくるということで、商調協でないよ

ございまして、岩田屋、伊丹のブーケーの店舗設  
けの件も地元の商工会議所ではかりました結果、  
四十八年五月四日の小売商業振興協議会におきま  
して御了承願つて、そういうような次第でスー  
パーを開店するというような運びに至つたわけ  
ござります。確かに表面的に見ますと、百貨店が  
だめだからスーパーになったということは事実で  
ございますが、地元の小売り商との調整その他の

もなし、これはどこかに雇われねばならぬ、ういうことが天下り天下りで今日非常に大きな話題を残しておる。大蔵省にしても通産省にしても、これは労働省にしてもどこも一緒です。こういう問題について、これはちょっと脱線なんですが、それども、あまり出世が早過ぎるのじやないか、極端に言えば、位人臣をきわめて次官になつた、

そういうことなんですね。そうすると、私は、一般的な問題としていつでも考えているのですけれども、まあ、通産省のお役人上がりの方がこの百貨店なら百貨店の重役なり副社長なり、あるいは何なり重要な役目をしておられることについて言つておるわけじゃないんです。そうじゃなくって、少なくとも官庁の行政府につとめられて、局長じゃ、いや次官じゃと最高の地位にあって、そしてその場合は、たとえば自分の所管の業者は、おい、ちょっと来い、ちょっと来いとこう呼ばれる。呼ばれるけれども、非常に若くて次官になられて、今度は相手側は自分よりも大学は五年も十一年も古い人、地位はこちらが指導的な立場にある、そして早く次官やめにやいかぬから、やめたらどうする。呼ばれるけれども、非常に若くて次官になられるのは百貨店に頭下げていかにやならぬ、そしてその人が使われにやならぬ、こういうのがいまの日本の繰り返しだと私は思うんです。

この場合でも、たとえばもうお役人しておるよりも、いまのうちにこれは百貨店に行つたほうといわいといいう方も、それはおられて無理はないと思ふんです。で、次官の方だって五十そそこそこでやめて、へつて、それから先、年金で食えるわざで

り等によって疑惑を受けるようなことはよくあります。まんから、これらの点については大いにわれわれも戒めたいと思っております。

それから、最後にお触れになりました役人の出世が早いということは、私も実はそういう感じをしておりまして、私は、科学技術庁の長官をしていましたときには、次官はできるだけうんと使え

役人の弱さが出てくる、そういうのが、こういうところにあらわれてくるのじやなろうかと思うんですけれども、これは一般的な——脱線の質問ですけれども、そういうふうな点、いかがお考えになりますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) いまの熊本の御指摘の例は、調べましたところ、福岡の出先機関の職員が退職後地元百貨店に入社しておりますが、退職前の本人の職務は百貨店と関係のない職務で、また、地元百貨店に入社した後のボストも正式のラインの仕事ではなくして、部付の嘱託ということであります。総合企画部付嘱託ということで、四十六年十二月に入つておるわけでござります。しかし、この者がいまの百貨店の申請について活躍したかどうかということは、どうも活躍したというようなことはあまりわれわれのところへは出てきおりません。ボストも課長待遇というところで低いボストでありまして、通産省に働きかけるほどの力はない人間であります。また審査は、商調協を中心にして行なわれたのでございまして、歴正にこれは行なわれてもおりますし、そういう活動の余地はないものであると私は思っております。なおしかし、将来こういう職員の天下(天下)

○國務大臣(中曾根康弘君) いまの熊本の御指摘の例は、調べましたところ、福岡の出先機関の職員が退職後地元百貨店に入社しておりますが、退職前の本人の職務は百貨店と関係のない職務で、また、地元百貨店に入社した後のポストも正式のラインの仕事ではなくして、部付の嘱託ということとであります。総合企画部付嘱託ということです。四十六年十二月に入つておるわけでござります。しかし、この者がいまの百貨店の申請について活躍したかどうかといふことは、どうも活躍したというようなことはあまりわれわれのところへは出てきておりません。ポストも課長待遇といたところで低いポストでありまして、通産省に働きかけるほどの力はない人間であります。また審査は、商調協を中心にして行なわれたのでございまして、厳正にこれは行なわれてもおりますし、そういう活動の余地はないものであると私は思っております。なおしかし、将来こういう職員の天下り等によって疑惑を受けるようなことはよくありませんから、これらの点については大いにわれわれも戒めたいと思っております。

それから、最後にお触れになりました役人の出世が早いということは、私も実はそういう感じがしておまりまして、私は、科学技術庁の長官をしていましたときには、次官はできるだけうんと使え

にやなりません」という、これは退職予告通知をもらったようなものなんですね。で、次官とか局長とかいうことになつたならば、やはり大学の年次からいつもあるいは社会的な地位からいつても、こちらのほうが上で、会社の社長、ちょっと来なさいと、これはむずかしいですよというようなことを言うのは、五年も十年も下の若い人が六十も七十になつた人にそんなに言えないだらうし、役人の弱さが出てくる、そういうのが、こういうところにあらわれてくるのじやなかろうかと思うんですけれども、これは一般的な——脱線の質問ですけれども、そういうふうな点、いかがお考えになりますか。

と、次官と女房は古いほどいい、そう思いまして、篠原といふ次官はたしか六十近くまで、六十をこなしてもやつていたかもしません。そういうふうにして有用な人は長くやつてもらって、特に科学技術政策のようなものは中心がないとだめですかね。大黒柱として、本人は非常に後輩に対して悪戯いたずらな顔をしておりましたが、私はがんばらしてやらしておったのであります。日本の官庁会体が定年の中問題もあると思いますけれども、おっしゃるようにもう少し年齢を引き上げて、次官のようないい顔をしておりましたが、私はがんばらしてやらしておったのであります。日本の中会体はそういうボジョンになる人間は五十五をこして六十ぐらいまでやつぱりやらしたほうがいいと、私はそう思います。これはしかし、行政機構全般に關係することでもあります。案外現役の諸君はそれを喜ぶんじやないかとも思います。いままでの慣例で早くやめるということになつておるから、あまりおるというと、あいつはしみつたれだからとか何とか言われるから、二年ぐらいでさつきと席を立つのかもしれませんが、官庁全体としてのシステムをもつとゆっくりやるようにはれば、そういうこともなくなるんではないかと思います。

○阿見根脣君 私も全く同感です。それは若い人たちには早くなりたいでしょけれども、しかし、自分の将来を考えていけば、自分がその順番にくらべて、やっぱり五十歳ぐらいでやめていくならば、このあと何をしようかと考えるのは当然のことなんです。そういうようにひとつ御指導を願いたいと思います。

それからもう一つ、これにはいろいろな問題があります。これが必ずしも間違いだときめつけられて言っているわけではありませんけれども、この百貨店等から見れば、商調協が目の上の瘤なんですね。何とか商調協が自分の思うとおりになつてくれればいいがと、ところがなかなかそれがなつてくれない。だから、商調協に対する圧力をかけてもらわにやならぬということで、ある時期、通産省からこういう省令といふのが通達といふのか、通達が出たことがあるんですね。それは、商調協の委員になるのは二期でなければならぬ、それ以後

上なる場合は通産省の了解を受けねばならぬ、こういう意味の通達が出たことがございます。これはあるところの特殊なボスに対する考え方であつたようです。しかし、それは別なところで非常に大きく利用された。

ということは、商調協といふのは、小売りからあるいは一般消費者から選挙されて出た方々であります。それを通産省が一方的に、二年間だけではござりや、二期だけでなければできないぞ、それ以上には通産省の許可を受けなさい、こういうようになつてくると、これは民主主義の破壊です。たゞえその中にボスがおつたるうとおるまいと、それをみんなが選んだならば、選んだその人たちが悪いのであつて、何も通産省がそれに対し、その人は切りなさい、ということはできないはずなんですね。そういう通達が出たことがござります。私はその当時、直ちにそれの訂正を申し入れて、訂正是出しましたけれども、これは一つの非常に大きな波紋を描いておるわけなんですね。

そういうことを見る場合に、通産省は何か大きなスーパーあるいは百貨店に非常な好意を持っておる。そうして商調協も、その人たちの自由になるような商調協を認めなさいと、そうするといつもトラブルが起きず、店舗拡張ときだならば商調協も賛成ですと、こうしていくる、そうするとなればっとそれを許可する、こういふことを考えておられるんですね。これは何も悪意でやられたことでないことは私も知っております。それで今までやらなかつたのです。で、いまよこの改正案が出て、私の質問も終わるので、一応こういうこともありますというふうを申し上げて、そういうことがいいのが悪いのか、大臣御存じなかつたらほかの人で御答弁願います。

○政府委員(森口八郎君) 御存じのとおり、商業活動調整協議会は、百貨店法の運用についてきわめて重要な職分を果たしておりますし、また、新しい法律におきましても中核的な存在を果たす機関であるというふうに私どもは存じております。したがいまして、商業活動調整協議会の委員の構

成とかあるいは委員の任期とか、いかなる人を選ぶかということについては、いろいろな人々からいろいろな意見が出ておるところであります。私どもは、構成はできるだけ公正に、各界の意見が漏れなく出るような構成にしなければいけないと、いうように考えております。したがつて、確かにそういうような構成をとりますと、中央、地方でなかなかそういうことを代表する人材が少ないといふことも十分承知をいたしておるところであります。したがいまして、確かに委員の任期を二年として再任を認めないという原則は、商調協を構成する上においてきわめて不都合な事例が生ずることも、場合によつては考えられるところであるわけでございます。ただ、先ほど阿見根委員もおっしゃいましたとおり、やはりあり留任を認めて任期が長い委員の中に、一部とかくのうわざのあれる委員が出てきておるというようなことも、これまた事実でございますので、御指摘のありましたとおり、昭和四十七年十一月一日付の企業局長通牒によりまして、委員の任期は原則として二年とするということをいたしたわけでございます。

調整協議会というように私は私どもは考えておりませんし、現在までいろいろ百貨店問題で商業活動調整協議会から御報告書等をいただいておりますが、おむね妥当な意見が述べられておるといふように考えております。

なお、くどいようでございますが、委員につきましては原則二年でございますが、再任は妨げないということになつておりますので、阿具根委員の御指摘になつた点を十分しんしゃくいたしまして、この制度の運用をしてまいりたいというようになります。

○阿具根登君 御意見はよくわかるんですがね。確かに委員の任期は二年である、再任を妨げないと、これは普通なんです。これは普通の民主主義なんです。それをニュアンスをちょっと変えて、再任をする場合は通産省の了解をとりなさい、その上で商工会議所の会頭は任命しなさいと、こうたつてくると、これは全然性格が違うんです。そういうふうにとられて、あなた方が、こうなつたら困ることだなどというねらい打ちされたやつが、別なところに当たつておるわけなんです。それで別なところでは、いや、その代表に総評の事務局長がなるのはけしからぬ、これは通産省の了解を受けにゃならぬと、あるいはあの人は六回目だ、これは通産省の言うのに該当するというようにとられるてくるわけなんです。だからその点は十分注意していただきませんと、商工会議所の会頭自身が自分の都合のいいような委員をほしいのは事実なんです。だからそういう通達がいけばそれにびつたり合うじゃないかと。あんた困りますよ、あんた困りますよと、こうなつて、とんでもないところで大きなトラブルが起つてきましたから、その点は、そのほうには取り消しをお願いしましたから、そういうことのないようにお願いいたします。

それから、昨年の七月の箱根会談において、商業の自由化についていろいろ議論がなされました。が、いずれ一〇〇%の自由化をしなければならないときがくるだろうと思います。ただ現在のところ、アメリカの小売り商は、いずれもわが国を

商品仕入れ市場として重視し、家庭用電化製品、雑貨類、衣料品などを買いつけておる程度であります、それでも買いつけのほうは問屋を通さず、にメーカーから直接大量に仕入れておる。わが国はのスーパーや百貨店が大部分を問屋を通して仕入れているのと比べて、相当流通経費が低くなっているものと思われます。これが流通業の自由化であり、外資がわが国に本格的に入ってきて、自由に店舗網を持つようになりますと、わが国の中小売業者に与える影響は、残念ながら大きなものであると言わざるを得ません。この関係各業界が一致してこの法案の成立を希望しておるといつても過言でないと思いますが、また、このような魯威である外貨が既存のわが国の店舗を買収したり、年中無休や、また深夜営業などの猛烈經營をしてきた場合に、本法案のような事前審査だけの規制では十分であるかどうか、私は非常に疑問に思っておりますが、この点について大臣の御見解をお尋ねいたしました。

と思われ、また、百貨店や大型スーパーとの関係と異なり、競争条件に大差のない中小小売り業者間のこのような建設については、本来の自由競争にまかすことが私は妥当であると思います。したがって、寄り合い百貨店 寄り合いスーパーなどについてもよほどの事情が認められない限り、第一条後段の規定により、政府においては調整措置の運用上特別に配意されるものと私は理解するのですが、こういうふうに考えてよろしいのですかどうですか。

三%の店舗がふくれ上がってきたんです。まあ、事実新宿の伊勢丹を見てもらえばわかる、あの伊勢丹はこれが出てから倍になつております。そういうことをやられたのがこの前の百貨店法案です。で、そのとき私は、これは百貨店の拡大法案だと言ってここで毒づいたことがござります。ところが、今度もこの法案が出来ると同時に、スレーパーがかけ込み増設をどんどんやつておるわけなんですね。これは御承知のとおりです。これに対してどうう、うるきよどるまくになつておらるか、るる昌

うに、この自由な期間におきましても、私どもといたしましては、スーパーが過大に店舗を増設しないよう、地元の小売り業者と摩擦を起こした增设をしないよう、指導をいたしてまいる所存であります。

○阿具根登君 確かに局長通達を出されておりま

す。そうして業界に自粛を求められておりますが、昨年の十月までの月平均十二件のチャーンストアの届け出が、それ以降はずっと月平均二十二件になつてゐます。つづいて、これはまだ八月末になつてゐます。

図が、大型小売り店の進出から中小小売り商業者との事業活動の機会を守るということにあることを考えますと、たとえ大規模小売り店舗に入居している場合でありますとも、中小小売り商店の事業活動を調整するということは適当ではないといふように考えるわけでござります。この法案の十一条におきましても、勧告命令にあたりまして、大規模小売り店舗内におきます中小小売り業者に対して特別の配慮をするということを明示いたしておりますので、こういう点を考えまして、政策目的に合致した適正な運用を行なうべきであるというふうに考えております。

設につきましては、チャーンストア協会のほうで打合せをいたしまして通達を出して、スーパーの新增設については、先ほども申し上げましたように実際上の行政指導を行ないまして、その設置を規制するということにしておるわけでござります。

なお、この法案の施行の前後のかけ込みについて申し上げますと、百貨店業者につきましては御存じのとおり、本法案の施行後も直ちに調整の対象となりますが、いわゆるかけ込みというようなことはないかと存じます。その他の小売り業者について言いますと、若干のかけ込みはあるかと存じますが、四ヵ月前に営業の開始届けを出さなければいけないというようなことを法律で定めておりますために、もし、直ちに規制をするといふ

○政府委員(森口八郎君) 御指摘のとおり、まだ先ほど申し上げましたとおり、確かに最近のスケーパーの増設のベースはそれ以前に比べてふえております。ただ、ベース自体はふえておりますものの、異常という程度のふえ方ではないのではないかというように判断をいたしておりますし、また、今までのところ、大型スケーパーにつきましては、おおむね、現地の小売り業者との調整が終わって後にその店舗を開設するというような状況になっておりますので、特に問題点はなかろうかというようになります。

○阿見根登君 いや、問題点はあるんですよ。あらからこういう質問をしているんです。どんどん向こうはふやしているんですから、西武池袋

先ほども参考人の方にお尋ねしたんですが、この百貨店法が三十一年にできたとき、三十一年までの二十年間をもってみてもたった一三%しか百貨店の店铺はふえなかつたんです。ところが、百貨店法がここにかかってから通るまでの間に三

とになりますと、施行後四ヵ月間は一般の小売業者は開店できなくなるというようなおそれがありますので、施行後四ヵ月間は経過期間を設けてその間は自由ということといたしておるわけでございます。ただ、先ほど御説明申し上げましたと

それからもう一つ一番大きいスーパー、「こうしあわ」のはどんどんやっているんです。だから、そういう小さいところが多少ふえるのを言っているわけではありません、私が言っているのは、そんなものはこの法律ができるまでできるんです。百貨店も

りもでかいスーパーを持つておる人が多くらがしておるわけなんですよ。そういう人たちを何とかエックしなければならぬと言つてはいるわけですか。小さいのが多少ふえるというのは、それは問題じゃないんです。百貨店よりもでかいですよ。全部合わしてみなさい、たいへんなものなんですよ。

次に、この法案の附則第一条において、「公の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する」ということになつておりますが、たまたま申し上げましたように、今までさえもかけ込みがこんなに多いんだから、これはおそらく、この六ヶ月の間に無用の混亂や批判を招くことが私には相当出てくるだらうと思うんです。それで、先日通過いたしました小売商業振興法などは、一ヵ月で政省令を作成し施行すると私は聞いています。これは一ヵ月じでできぬでしょけれども、六ヶ月以内というのがまるまる六ヶ月じゃなくて、せめて二ヵ月か三ヵ月の間に政省令を出してこれを実施するんだ、こういうことにやつてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(森口八郎君) 確かに、施行時期まで六ヶ月もあるというのはきわめて長過ぎるというようを感じます。したがいまして、できるだけこの施行時期を短い期間、三ヵ月とかその辺の期間に短縮する努力をいたしてみたいというように考えております。

ただ、御理解を願いたいのは、中小小売商業振興法と若干事情が異なっております。御存じのとおり、現在大規模小売り店に入つておる者は、これは届け出をしなければいけません。届け出をするは、基準売り場面積五千五百平方メートル未満は、四百平方メートルの売り場面積の店舗が最も効率のよい売り上げがあることになつていて、法案では、基準売り場面積五千五百平方メートルから千五百平方メートルの売り場面積の店舗が最も効率のよい売り上げがあることになつていて、法案では、基準売り場面積五千五百平方メートル未満は、届け出をしなくて自由に新設でできる。たとえば、千五百平方メートル以上の店舗をすでに二つも三つも持つてゐるような人が公道——一つの道をはさんでまん前に新たに千四百九十平方メートルの建物をつくり本法案の規制を免れる意図があつたような場合は、これは明らかに脱法行為である、こう私は思うんです。こういう場合にはど

若干の日にちをいただきたいというように感ずるわけでございます。

○阿具根登君 次に、脱法行為についてお尋ねいたしますが、これにつきましては、私は、現行法制定の際の委員会審議において指摘したところではあります、残念ながら私が懸念したように、統々と疑似百貨店が続出してきて、今日のような問題を生じたことは御承知のとおりであります。これまでについては、一面においてスーパーのようものが出てきたという時代の要請があります。また、

お客様の利便といふことも非常にあつて、一が

いに、直ちに規制できなかつた点があつたことは認めますが、今回の改正では建物主義をとり、大型スープーが疑似百貨店方式で脱法することを排除はしておるもの、新しい脱法行為が絶対に起きないという保証はありません。そういう脱法行為に対する通産大臣の基本的な態度を伺いたい。

○國務大臣(中曾根康弘君) 本法が成立する前後を問わず、行政指導は依然として生きておるわけ

でございますから、スーパーの新設等につきましては、商調協にかけて地元の了解を得るようにして、初めてその開店を認めるという形に依然としてやつていくつもりでございます。したがいまして、今までのベースで商調協等を通じて行政指

導をやつしていくつもりで、かけ込みのようなもの

が行なわれないように制御いたしたいと思いま

す。

○阿具根登君 たとえば通産省の統計によりますと、チャーンストアは、九百平方メートルから千四百平方メートルの売り場面積の店舗が最も効率のよい売り上げがあることになつていて、法案では、基準売り場面積五千五百平方メートル未満は、

届け出をしなくて自由に新設でできる。たとえば、千五百平方メートル以上の店舗をすでに二つ

も三つも持つてゐるような人が公道——一つの道

をはさんでまん前に新たに千四百九十平方メートルの建物をつくり本法案の規制を免れる意図があつたような場合は、これは明らかに脱法行為で

ある、こう私は思うんです。こういう場合にはど

ういう対策をおとりになるか、この点をお聞きいたします。

○政府委員(森口八郎君) 御指摘のように、公道をはさんだ二つの建物は原則として一つの建物とはみなさないで、おのおのについて店舗の面積を算定することと相なつております。したがいまして、御指摘のように、公道をはさんで千四百平方メートルの店が二つあるという場合には、本法の規制の対象とはしないということを考えておるわけでございます。

本法案は、御存じのとおり、従来の企業主義から建物主義を考え方を変えたわけでございます。

大きな建物を持っておるもののが顧客吸引力があるという立場をとつておるわけでございます。その

建物を千五百平方メートルでなぜ切るかと、どうと

ころについては、議論があるわけでござりますけれども、千五百平方メートル以上の建物が顧客吸引力がある。したがつてこれを、小売り商の事業機会を適正に確保するための調整の対象にするのだといふ立場をとつておるわけでございます。したがいまして、千四百平方メートルの建物は、小売り商の事業機会について一応の大きな影響はないといふたてまえをとつた法案になつておるわけでございます。

ただ、この法案にも書いてござりますように、千四百平方メートルの建物二つが現実に同じ企業で向かい合つてあるというような、こういう非能率な形は、現実には存在しないわけでございますけれども、二つの建物を地下道で結んだり、あるいは空中回路で結ぶというような場合は、これはこの法案でも一つの建物になる、その場合には合算をするというたてまえをとつておるわけでございます。そういうような場合には当然本法の対象になります。そういうような場合には、お尋ねの件ですが、いろいろケースがあつて、お尋ねの件ですが、いろいろケースがあつて、

実態によつて異なるところだらうと思つます。二つの建物がありまして、その間が地下道で結ばれておる、その地下道は公道ではない

下道で結ばれておる、二つの店舗をつなぐためのもつばらの目的のためにつくられた道でありますといふ場合には、

先ほど申し上げましたとおり、二つの店舗は合算をして考えるということにならうかと思ひます。

ました場合には、地元の商工会議所あるいは商工會等を仲介役といたしまして、そういう店舗をはわれるよう指導してまいりたいというようになっております。

○阿具根登君 公道を境にして千四百平方メートルの店が二つで、地下道でそれをびたと結ぶところが、地下道といふことでなくして、その地下道も店舗である、他の店舗がたくさん地下道にあるんだ、たまたまその地下道から上がつて、そこにはスーパーが二つある、そういう場合はどうなりますか。

○政府委員(森口八郎君) 地下道の性格にもよるわけですが、地下道自体が、両方に店と同じ人格でその商店街が営業されておるということになりますれば、その二つの店舗は合して一つと

いうことになるわけでございます。ただ、地下道が公道——公の道といふようにみなされます場合が公道——公の道といふようにみなされます場合

は、これは別々の店舗として計算をするというようになります。

○阿具根登君 私、それを質問しておるわけなん

です。いま、公道に面して、ただスーパーからスーパーに行く道を地下を掘るような、そんなことはしませんよ。そんなことはありませんよ。そういうところは地下道が全部商店になつておるわけなんです。地下をくくつてしまふてあるわけなんですよ。そして、それから上がっていけばスーパーが両方にあると……。

○政府委員(森口八郎君) 非常にむずかしい御質問なので、ちょっと手間どつて恐縮でございます。

お尋ねの件ですが、いろいろケースがあつて、

いますが、二つの店舗がありまして、その間が地

下道で結ばれておる、その地下道は公道ではなく

二つの店舗をつなぐためのもつばらの目的の

ためにつくられた道でありますといふ場合には、

二つの店舗は合算をして考えるということにならうかと思ひます。

それから第二のケースは、おのの二つの店舗が公道に面してあります。その間が地下道で結ばれておる。しかし、その地下道にある商店街が全然別の経営者によって営業されておる、全然別の経営主体によって営業されておる。要するに、そこ地下道にある商店街と、それから地上にあります、公道の両側にあります建物とが一体となれない場合、これはやはり別途として計算するということになるかと思います。

それから第三に、その二つの建物がありまして、その間に商店街があつて、その商店街 자체は、両側にある建物と同一の経営主体によって運用されるというような場合は、これは先ほどの單なる通路によつて結ばれています。下道にあります商店街、それから両側にあります店舗、両方の面積三つを合算したものを一つの建物であると認むべきであると思ひます。

いろいろなケースがござりますけれども、要は、一体として、建物として把握されるかどうかといふところが判断の基準であらうかと存じますが、ケースはいろいろございますので、具体的にどういう場合がどうだということを御説明できないのを非常に遺憾に存じます。

○阿具根登君 これはいろいろな複雑な問題もござりますから、そのときどきにまたお尋ねしてみたいと思います。

次に、百貨店における特殊指定の問題についてお尋ねいたします。

これは先ほど公正取引委員長にも御説明願つたんですが、大臣にもちょっとお答え願つたんですが、百貨店業については、昭和二十九年の十二月に特定の不公正な取引方法を告示で指定しておる。問屋からの手伝い店員の出向、不当返品、問屋への押しつけ販売などは原則として不公正な取引方法として禁止されておりますが、その実態は以前と比べて少しもよくなつておりません。極言すれば、百貨店はこのようなことをしておるから、中小売業者よりも競争上優位な立場にあると言えると思います。またこの問題につきまして

は、昭和三十一年に現行法を審議する際、わが党の案では、百貨店法できびしく規制すると考えております。公取からも警戒もありますし、手伝い店員並びに不当返品の問題はかねてからの問題でございまして、われわれとしても今まで注意してきたところでございます。しかし、いまも産業政策局長に話しまして、もしこの法案が成立したとして就労している場合に同様なことがあるわけございまして、そのこと自身労働条件に格差があることは好ましいことは存じません。また特にいろいろ問題がござりますのは、混在して仕事をしております場合に、使用者としての関係が非常にあいまいになる場合があるわけでございまして、そこでも命じて、ときどき抜き打ち検査等の措置をするように指示しておつたところでござります。

〔理事剣木亨弘君退席、委員長着席〕

○阿具根登君 この問題は、労働省もお見えになつておりますからちよつとお尋ねしますが、同じ百貨店で、その職員とそれから手伝い店員といふのは全然違うわけなんです。先ほど百貨店の代表の方にお聞きましたが、手伝い店員は幾ら給料もらつておるか、問屋が払つておるんだから私は知りません、こういうわけなんです。そういう無責任なことで百貨店はやられておつて、同じ百貨店の中で百貨店の看板を背負つて、百貨店のままこの百貨店の者だと思っておるわけです。ところが、一方は出向社員である。だから、百貨店といふことよりも自分の問屋のことだけ考えておる。ところが、自分の給与は百貨店の店員よりもんと下だと。同じ店舗で同じに働いておつて、そして一方は問屋から出てきておる出向社員である。一方はその本店の社員であるというところである。これが、スーザーについてはいかがですか。今度は出向社員と違つて、スーザーはパートです。パートと正社員です。正社員と准社員といいますが、その待遇の差がいまつておるわけなんです。これはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(渡邊健二君) こういうような派遣店は、まあ、近ごろは非常に多く行なわれておるわけございまして、あらゆる業種にござりますが、

員あるいは出向店員の場合には、同じ職場においても雇用関係は、百貨店の店員は百貨店、それから派遣された店員は派遣元と雇用関係がござりますわけでございますので、労働条件についてもいろいろ給与等において違いが出る場合があるわけござります。同様なことは、百貨店以外におきましても、下請が元請の事業場の中に混在して就労している場合に同様なことがあるわけございまして、そのこと自身労働条件に格差があることは好ましいことは存じません。また特にいろいろ問題がござりますのは、混在して仕事をしております場合に、使用者としての関係が非常にあいまいになる場合があるわけでございまして、そこでも命じて、ときどき抜き打ち検査等の措置をするに際して深く戒めて、そうして通産局にも命じて、ときどき抜き打ち検査等の措置をするように指示しておつたところでござります。

〔理事剣木亨弘君退席、委員長着席〕

たとえて申しますと、百貨店のほうが超過勤務などをやる場合に、派遣店員のほうも同じ店舗におるためにやらざるを得ない。派遣元の使用者が十分にその辺を承知しないで超過勤務が行なわれるといったような、使用者責任が非常にあいまいになる場合がございまして、私どもはそういう点は非常に問題だといふ考え方から、できる限りそういう場合について使用者の責任関係を明確にすることではございませんけれども、賃金についてどうせいいというようなことは、直接役所としていろいろ介入しがたい点もござりますけれども、使用者責任等につきまして不明確なためにトラブルが起きないようとにいついては、指導をはかつておるところでござります。

○阿具根登君 スーパーについてはいかがですか。今度は出向社員と違つて、スーザーはパートです。パートと正社員です。正社員と准社員といいますが、その待遇の差がいまつておるわけなんです。これはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(渡邊健二君) パートにつきましては、まあ、近ごろは非常に多く行なわれておるわけございまして、あらゆる業種にござりますが、

私どもパートにつきまして、これはスーパーだけではございませんが、百貨店、スーパーその他の商業関係のパートの労働条件につきまして昭和四十六年六月に実施いたしました調査によりますと、大体パートの人の一ヶ月の実労働日数が二十三日、一日当たりの実労働時間数は五時間が平均に相なっております。したがいまして、労働時間が常雇の人とは非常に差がござりますから、賃金等にもちろん違いがあるわけでござります。時間当たりの賃金に直して計算をいたしてみますと、パートの人は當時で、女子でございますが、一時間当たり百九十五円、それから常雇の一般労働者の女子は二百七円というようことで、まあ常雇の人とは非常に少のうござります。若干の差はござりますが、これも勤続年数はやはり常雇の人が三・七年といふこととござりますので、勤続年数も長い差は意外に少のうござります。若干の差はござりますが、これは勤続年数はやはり常雇の人が三・七年であるのに対しまして、パートの人は二・二年といふこととござりますので、勤続年数も長いことは言えないのではないかと、かように考えます。

ただ、特別給与、すなわちボーナス、夏期、年末のボーナス、これは非常に差がございまして、一般的の労働者は、当時の調査では年間約十万二千円程度のボーナスであるのに對しまして、パートの人は年間の特別給与が平均いたしまして一万四千円程度と、非常に差があるわけでござります。これは大きな差でござりますけれども、労働時間自らも、一般の労働者は八時間でござりますのに對して五時間であるといふようなこと、あるいは長期間労働がすべての人に必ずしも予定されているといつたようなことで、このような差ができるといふこと、これは格差があることはもちろん好ましいことではございませんけれども、賃金についてどうせいいというようなことは、直接役所としていろいろ介入しがたい点もござりますけれども、使用者責任等につきまして不明確なためにトラブルが起きないようとにいついては、指導をはかつておるところでござります。

○阿具根登君 次に、労働問題について若干お尋ねしますが、法案では、大規模店の休日、閉店時間は届け出制になつて、近所の中大小売業者との苦情がなければ自由に営業できることになつてお

ておる。この休日、閉店時間などの労働条件にからむ公益性の問題につきましては、そこに働く従業員も非常に強く関心を持つておるところです。

これにつきまして通産省では、第九条の通産省令で定める基準といふのはどのような基準を考えておられるのか、御説明願います。

○政府委員(森口八郎君) 第九条で定める届け出の基準は、おおむね現在の百貨店法で定められております基準を踏襲をいたしたいというように考えておりますが、現在の百貨店法の基準は三十二年当時にきめたものでございますので、具体的にどうするかということにつきましては、さらに関係者の意見もよく従事しました上で定めたいというようになります。

○阿具根登君 労働省のほうはいいですか。

○政府委員(渡邊健二君) 私どもも、このきめ方いかんによりますと、まわりの中企業の労働者等にもいろいろな労働条件上の影響があると考えております。そこで、そこ点につきましては、この法案の立案時から通産省とは密接な連絡をとつておるわけでございまして、この閉店時刻及び休業日数をおきめになります場合には、労働省と十分に御連絡をとつていただきたい、ということを通産省にお願いし、通産省のほうからも、そういうようにするという御回答をいたしております。

○阿具根登君 先ほどの参考人の方にもお尋ねしたのですが、参考人の方々はなべて三名とも、百貨店代表もスーパー代表も、小売業者の代表も、週休二日制といふのは世論のおもむくところである。だから、これは当然週休二日制に持つていかなければならぬのだ、そういう点については前を向いて自分たちも考えていいきたい、ということを言つておられたので、労働省も通産省のほうも、もう週休二日制といふのはこれは当然近い将来にきまるところでござりますから、こういう機会にそういう指導をしていただきたい、かように思いますが、いかがですか。

○政府委員(渡邊健二君) 週休二日制の普及につきましては、労働省はかねてからその普及に努力をしておるところでございまして、今年の二月御決定になりました経済社会基本計画におきましても、計画期間中に大企業においては大部分が完全週休二日制に到達する、中小企業においてもかなりの程度週休二日制が一般化するようにつとめていることが、この計画で規定されておるわけでございまして、この線に従いまして、労働省といたしましては、それぞの産業、企業の実情に応じまして労使の話し合いによって週休二日制が導入され、計画期間の中でもできるだけ早い機会にこの目標が達成されるようについて指導につとめておるというところでございます。

百貨店、スーパー等についてももちろんのこととござります。ただ、業種の性格等からいたしまして、ほかの産業は土・日であるのに対しまして、これらの産業については土・日以外にする、あるいは交代制も導入するといったようなことがとらえられる場合が多く、現にそういうような形で、現在百貨店及びスーパーにおいてはかなり週休二日制がすでに普及をいたしておりますので、今後一そ

うこの普及がはかれますようにわれわれとしても努力してまいりたいし、通産省におきましても通産行政の面から御配慮を願いたいと、かように考えておるところでござります。

それから、中小企業につきましても、われわれは中小企業の労働者もそういう一般労働者の労働条件の改善におくれることなくそういう労働条件の改善の恩恵にあずかるようになつたといふことで、週休二日制の益處をはかつております。したがいまして、これはなかなか実情からいって一挙にはいかない、段階的に月一回とか二回から除々にいかざるを得ないと思つますけれども、そういう中小企業における労働条件の改善というもとのと、百貨店あるいはスーパーの労働条件とがお互いに改善の妨げにならないような配慮をしていかなければならぬ、かように考えますので、こ

そないう点を考慮しながら通産省と相談をしてまいりたいと、かように考えております。

○阿具根登君 これは、三人とか四人とか家族でやつておるところは別なんですが、この零細の三人、四人とか五人とかいう従業員でやつておるところは、店主が非常に従業員に気をつかうわけなんです。やはりそういうところでは店員が一人抜けたら大打撃なんです。だから何とかして店員に居ついてもらわなければならぬということで、私は相当苦労していると思うんです。だから、大きなところよりも小さいところのほうが苦労して、何とか二日はこれは休暇でもやらなければ、店員がやめてしまつたら店を縮めなければいかぬとなかなかいまそな人は集まりませんよ。だからそないう点も十分配慮されて御指導願いたいと思います。

それから、チーンストア協会の加盟店の従業員を調べてみますと、社員が六万九千百五十五名、臨時職員が二万四千九百二十四名で、大体九万四千人おるんですね。そのうちチエッカーカーが一万三千九百六十三名、臨時職員が三千九十四名、一万七千名ばかりチエッカーカーがおりますが、そのチエッカーカーのうちに、チーンストア協会の加盟店だけで百九十二名のチエッカーカーの病人が出た。これは表面に出ただけがそのくらいだから、相当多數の人がそういう病気になつておると思うんですね。これに対しても労働省はどういう対策を考えられるか。

○政府委員(渡邊健二君) 一、二年前からスーパー店等におきます金銭登録作業につきまして、連続してレジスター業務に従事している時間が長い労働者につきまして、いわゆる頸肩腕症候群といった健康障害が発生して問題になつてきておりました。したがいまして、労働省といたしましても、こういうものが非常にふえる傾向にござりますのと、百貨店あるいはスーパーの労働条件とがお互いに改善の妨げにならないような配慮をしていかなければならぬ、かように考えますので、こ

として、繁忙時におきましては一連続作業時間をおおむね六十分にせい、そして十分ないし十五分にひつ御指導を願います。現実はまだそこまでいつております。したがいまして、「現代版女工哀史」と新聞に出るやうな、そういうことがいまでも行なわれておるやうながまわらないんで、金さえもうかればなるべくしほつしほつて取り上げたほうがいいんですから、そういうことがいまでも行なわれておるやうながまわらないんで、金さえもうかればなるべくしほつしほつて取り上げたほうがいいんですから、ひつ御指導願いたい、かのように思います。

あと、こまごました問題ですから、最後に、デ

パートの保安衛生について大臣にお尋ねいたしました。

七月十五日——ちよと前ですが、「吹き抜けい  
けません」、「改造費十億円どうしましよう」と、  
これは都が勧告したわけです。吹き抜けができる  
おるのは煙突になる百貨店で火災が起つた場  
合は大惨害が起きるといって、通産省が注意した  
んじやなくて、これは都が勧告したんです。都が  
勧告したところが、改造費に十億円もかかるぢや  
うからそんなことはできませんというようなこと  
を言つておるんですね。非常に火災に対する準備  
がなされておらない。

それから、これは日経が取り上げておりますが、  
同時期のやつですが、室内の環境が非常に悪い、  
だから神奈川県の百貨店などは浮遊粉じんが多く  
て非常に不衛生だ、こういうことを言つておる。  
これも新聞に出ております。それから、小田急の  
百貨店等はぼやが出ても通報もしなかった。消防  
署がかんかんになつて厳重警告したと、こういう  
事があまり起つておらないから——起つてお  
ることも新聞に出ておるわけなんです。百貨  
店そのものがこういう災害に対し少しすぎん  
じやないのだろうか。このところ当分百貨店の火  
事があまり起つておらないから——起つてお  
るものも新規出でます。それから、小田急の  
百貨店でももしもこういう災害があつたならば、  
たいへんなことになる。こういうことが指摘され  
ておるんですが、通産省はこれに対しどういう  
お考えをお持ちになっておるか、どういう御指導  
をされておるか、お伺いいたします。

○國務大臣(中曾根康弘君) 百貨店は、消費者及び大せいの公衆が集まるところでござりますから、その保安及び衛生ということにつきましては、當該百貨店のみならず、監督官庁であるわれわれとしても大きな責任があると思っております。

御指摘の吹き抜けの問題は、これは消防法とかあるいは建築基準法等によって規制されておりま  
して、いまのようなお客さんの立場という面から  
はあまり考慮はなかつたんじゃないかと反省いた  
します。むしろ、そういう吹き抜けがあるはうが

お客様の引きつけによろしいと、非常にきらび  
やかに見えた、装飾が置かれるという考慮があ  
つたかも知れません。そういう点につきまして  
は、消防関係及び建築基準関係ともよく相談をいた  
しまして、いろいろ検討してお客様の衛生及  
び保安について心配がないように処置していきた  
いと思います。

○阿具根登君 大体私の時間は終わつたようす  
から、質問は終わります。

○中尾辰義君 一番最初に、流通政策の基本的な  
考え方についてお伺いをいたします。

流通機構の近代化の促進ということは久しく叫  
ばれておるわけですから、なかなかそれがで  
きない。そして今日、これが物価高の大きな要因  
となつておることもまた事実であります。物価  
対策上からも流通近代化が大きく呼ばれておりま  
すが、また他方では、豊かさを求めて個性的なも  
の、高級的なものを指向する消費者の需要の変化、  
意識の変化に流通業が十分にこたえているかどうか  
かも私は非常に疑問に思つておるわけです。そこ  
で、この問題を解決するには、通産省に流通消費  
局を設けるぐらいの積極的な政府の態度が要請を  
されておつたんだけれども、残念ながらこの前の  
通産省の機構改革では、わずかに流通担当の審  
議官を置いて流通問題を取り組むということにす  
ぎないことになつた。そういうことで、通産大臣  
から中小小売り商業を含めた今後の流通政策のあ  
り方に対する基本的な考え方をお伺いをいたしま  
す。

○國務大臣(中曾根康弘君) 日本の流通機構体系  
は、最近は非常に大きな変化がございまして、從  
来の小売り商業、特に零細企業、商店街、それから  
スーパーといふものが出現をし、それから百貨  
店も最近は全国に手を伸ばしまして、先ほど阿具  
根登君のお話にもありましたように、資本的に地  
方の群小百貨店に手を伸ばすとか、あるいはは百貨  
店自体がスーパーを別の系統で営むとか、そういう  
ような変化が出てきております。あるいはさら  
に、連鎖店、ボランタリーチェーンとか、そういう  
お客さんの引きつけによろしいと、非常にきらび  
やかに見えた、装飾が置かれるという考慮があ  
つたかも知れません。そういう点につきまして  
は、消防関係及び建築基準関係ともよく相談をいた  
しまして、いろいろ検討してお客様の衛生及  
び保安について心配がないように処置していきた  
いと思います。

○阿具根登君 大体私の時間は終わつたようす  
から、質問は終わります。

○中尾辰義君 一番最初に、流通政策の基本的な  
考え方についてお伺いをいたします。

流通機構の近代化の促進ということは久しく叫  
ばれておるわけですから、なかなかそれがで  
きない。そして今日、これが物価高の大きな要因  
となつておることもまた事実であります。物価  
対策上からも流通近代化が大きく呼ばれておりま  
すが、また他方では、豊かさを求めて個性的なも  
の、高級的なものを指向する消費者の需要の変化、  
意識の変化に流通業が十分にこたえているかどうか  
かも私は非常に疑問に思つておるわけです。そこ  
で、この問題を解決するには、通産省に流通消費  
局を設けるぐらいの積極的な政府の態度が要請を  
されておつたんだけれども、残念ながらこの前の  
通産省の機構改革では、わずかに流通担当の審  
議官を置いて流通問題を取り組むということにす  
ぎないことになつた。そういうことで、通産大臣  
から中小小売り商業を含めた今後の流通政策のあ  
り方に対する基本的な考え方をお伺いをいたしま  
す。

○國務大臣(中曾根康弘君) 日本の流通機構体系  
は、最近は非常に大きな変化がございまして、從  
来の小売り商業、特に零細企業、商店街、それから  
スーパーといふものが出現をし、それから百貨  
店も最近は全国に手を伸ばしまして、先ほど阿具  
根登君のお話にもありましたように、資本的に地  
方の群小百貨店に手を伸ばすとか、あるいはは百貨  
店自体がスーパーを別の系統で営むとか、そういう  
ような変化が出てきております。あるいはさら  
に、連鎖店、ボランタリーチェーンとか、そういう  
お客さんの引きつけによろしいと、非常にきらび  
やかに見えた、装飾が置かれるという考慮があ  
つたかも知れません。そういう点につきまして  
は、消防関係及び建築基準関係ともよく相談をいた  
しまして、いろいろ検討してお客様の衛生及  
び保安について心配がないように処置していきた  
いと思います。

○中尾辰義君 次に、今回のこの改正案のパック  
ボーンとなつておる昨年十一月の産業構造審議会  
の第十回中間答申でも、現行の百貨店法が制定さ  
れてから十七年も経過し、その間、流通業の自由  
化の具体化等もあって、小売り商業をめぐる商環

境が著しく変化し、また、新たな政策要請として流通の近代化の推進、消費者利益の確保などの見地が重視されるようになつたために、流通近代化、消費者利益の確保の視点を法の中で明らかにする、このことを答申したのであると私は理解しておりますが、今回の改正案ではこれが具体的にどのように明文化されているのか、念のために説明をお伺いします。また、流通近代化的文言が改正案の目的の中に入つてないが、この点はどうなつておるのか。

以上。

○政府委員(森口八郎君) 御指摘のように、産業構造審議会の答申では、消費者利益の確保と流通近代化の増進など二つの主要目的としてあげております。まず、消費者利益の確保について本法案においていかに配慮したかということをございますが、第一条の目的の中で、「この法律は、消費者の利益の保護に配慮しつゝ調整を行なうの」ということで、法案全体として消費者の利益の保護に配慮するというふうなことを明らかにいたしております。また、本法案の第十一条におきまして、勧告を行なうにあたりましては消費者の利益に配慮するという規定を特に挿入いたしまして、実際上の運用についても遺憾なきを期しておるわけでござります。

流通の近代化につきましては、本法案で特に言及をいたしておらないわけですが、さきに成立いたしました中小小売商業振興法によりまして中小小売り商の近代化の促進を行なうこととしておりまして、通産省といたしましては、この二つの法律によりまして答申の示した二つの基本的方向は充足されておるというふうに考えております。

○中尾辰義君 それじゃお伺いしますが、経済の流れに反した統制とか規制は必ずつかは破られることは、われわれの多くの経験が教えてくれるところであります。また、この消費者の利益の点から考えますと、豊富な品ぞろえを提供する百貨店、あるいは専門的な知識、技術を提供する専門

店、なお、より的な便益性を提供する小売り店、セルフサービスによる安さを強調するチェーンストア等、それぞれ公正かつ自由に競争するといふように明文化されているのか、念のために説明をお伺いします。また、流通近代化的文言が改正案の目的の中に入つてないが、この点はどうなつておるのか。

以上。

○政府委員(森口八郎君) 御指摘のように、産業構造審議会の答申では、消費者利益の確保と流通近代化の増進など二つの主要目的としてあげております。まず、消費者利益の確保について本法案においていかに配慮したかということをございますが、第一条の目的の中で、「この法律は、消費者の利益の保護に配慮しつゝ調整を行なうの」ということで、法案全体として消費者の利益の保護に配慮するというふうなことを明らかにいたしておるわけでござります。また、本法案の第十一条におきまして、勧告を行なうにあたりましては消費者の利益に配慮するという規定を特に挿入いたしまして、実際上の運用についても遺憾なきを期しておるわけでござります。

流通の近代化につきましては、本法案で特に言及をいたしておらないわけですが、さきに成立いたしました中小小売商業振興法によりまして中小小売り商の近代化の促進を行なうこととしておりまして、通産省といたしましては、この二つの法律によりまして答申の示した二つの基本的方向は充足されておるというふうに考えております。

○中尾辰義君 それじゃお伺いしますが、経済の流れに反した統制とか規制は必ずつかは破られることは、われわれの多くの経験が教えてくれるところであります。また、この消費者の利益の点から考えますと、豊富な品ぞろえを提供する百貨店、あるいは専門的な知識、技術を提供する専門

するためには、各種の形態の小売り店が適正な競争を行なうことが必要であることは御指摘のとおりでござります。しかしながら、自分だけの力で顧客吸引力を持つ大型店と、それを持たない小売店とでは競争条件においてたいへんな落差がござります。したがって、御指摘のように、小売り業における適正な競争環境を形成するためには、わが国の小売り業の現状においては、大型店の事業活動を調整し、両者の競争基盤の格差を埋めることが必要であると考えております。通産省としては、消費者代表を含む学識経験者によって構成されている、産構審流通部会の答申に示されたこのような考え方に基づいて本法案を立案した次第でござりますが、今後ともいまのような精神に基づきまして、大型店それから連鎖店——チエーンストアやラスースペー、それと商店街等との調整につきましては、公平かつ公正に行なわれるようになり努力してまいりたいと思っております。

○中尾辰義君 ところが、主婦連などの消費者団体は、今回の法案は業者保護が優先し、ともすれば消費者の利益の確保があと回しになりがちである、こういうふうにきめつけて、産業構造審議会の答申どおり届け出制にすること等、規制の対象の拡大を行なわないことを陳情しておるわけです。これが考へられておるのじやないかということは、従来もしばしば論じられておるわけです。それはいまの内閣自体が、まあ通産省は通産省で業界の味方に立つておる、厚生省は厚生省で、農林省は農林省で自分の所管の業界を守るような立場に立つておる、そういうところから、一体だれが消費者の味方になつて応援してくれるか、これもしばしば言われておるのであるがね。まあ、そういうことで

ござりますが、今後ともいまのような精神に基づきまして、大型店それから連鎖店——チエーンストアやラスースペー、それと商店街等との調整につきましては、公平かつ公正に行なわれるようになります。そういう点から一步前進させて合理化を進める、近代化を進める、そういう精神に基づいてお客様の要望にこたえるとともに、業者間の問題も考えてやらなければならぬところがあります。そういう点から一步前進させて合理化を進める、近代化を進める、そういう精神に基づいてお客様の要望にこたえるとともに、業者間の問題も考えてやらなければならぬところがあります。そういう点から一步前進させて合理化を進める、近代化を進める、そういう精神に基づいてお客様の要望にこたえるとともに、業者間の調整も進めていきたいと思っております。

○中尾辰義君 今日の物価が高いのは、これまで從来も何回となく言われておりますけれども、結局、いまの物価対策というものは消費者本位にものことを考えていくべきじゃないか、その辺が少しこれは考えが至つておらないようなふうになつておるのじやないかということは、従来もしばしば論じられておるわけです。それはいまの内閣自体が、まあ通産省は通産省で業界の味方に立つておる、厚生省は厚生省で、農林省は農林省で自分の所管の業界を守るような立場に立つておる、そういうところから、一体だれが消費者の味方になつて応援してくれるか、これもしばしば

ござりますが、今後ともいまのような精神に基づきまして、大型店それから連鎖店——チエーンストアやラスースペー、それと商店街等との調整につきましては、公平かつ公正に行なわれるようになります。そういう点から一步前進させて合理化を進める、近代化を進める、そういう精神に基づいてお客様の要望にこたえるとともに、業者間の問題も考えてやらなければならぬところがあります。そういう点から一步前進させて合理化を進める、近代化を進める、そういう精神に基づいてお客様の要望にこたえるとともに、業者間の調整も進めていきたいと思っております。

○中尾辰義君 続いて、これから開業しようとする大規模店舗の事業活動が、通産省における審査の基準に照らしましてどの程度中小小売り業者の利益を害するおそれがあるかどうかを判定する場合に、実際、具体的にどのような事項が審査の勘

案要素となるのか、その点いかがですか。

○政府委員(森口八郎君) 法律の第七条に明らかにしておるわけでございますが、小売り業者から届け出がござりますと、通産省のほうでは、その届け出にかかる大規模小売り店舗の周辺の人口の規模とその推移、それから中小小売り業の近代化の見通し、ほかの大規模小売り店舗の配置及び当該地域の大規模小売り店舗における小売り業者の販売額の割合等を推測いたしまして、いま申し上げましたような主要因に基づきまして、その届け出にかかる大規模小売り店舗における小売り業の事業活動が及ぼす周辺中小小売り業者の事業活動への影響を審査するというようなことに相なるうかと存じます。

○中尾辰義君 それでは次に、商業活動調整協議会についてお伺いします。

この協議会は、調整機関の中でも実質的には非常に重要な役割りを果たすものであり、その運用いかんによりましては本法案の性格はだいぶ変わってくると言えるほどのものでありますながら、法文の上では何の規定もありませんが、この協議会の性格はどのようなものであります。また、そのメンバーはどのような人が予定されておるのか、説明して下さい。

○政府委員(森口八郎君) 商業活動調整協議会は、各地の商工会議所の内部機関として設けられております。現在全国で百六十四の商業活動調整協議会が設けられております。構成は、学識経験者、消費者、商業者という三者によって構成されております。また、本協議会の任務といたしますところは、現行百貨店法のもとにおいて、地元における具体的な利害を調整する場として期待されておるわけでございます。この調整協議会は、新しい法案におきましても、利害調整の場として私どもは活用してまいりたいというように考えております。

先ほど申し上げました商調協の委員でございますが、各地によってその数は若干異なっておりますが、平均して十八人の委員で構成されております。先ほどの構成別で申しますと、学識経験者がそのうち三七%，商業者が四四%，消費者が約一七%というふうに構成されておりまして、このほか、地元の通産局あるいは地方公共団体の職員が参考として加わっております。私どもは、本法案の運用にあたりまして、この三者構成を踏襲してまいりたいというふうに考えております。

○中尾辰義君 いまこの協議会の構成メンバーのバーセントのことがありましたけれども、これは消費者代表が一七%，一番少ないわけですからとも、消費者を少なくしたのはどういうわけなのか。それからまた、開店時刻あるいは休日等の問題に関しまして、当然それに最も密接な関係のある従業者の代表がこの中に入っていないのはどういうわけなのか、その辺を説明してください。

○政府委員(森口八郎君) 商調協といふものは、御説明いたしましたとおり、非常に重要な役目を果たすものでございますので、その構成も適正なものでなければいけないということはおっしゃる限りでございまして、私どもも、構成は適正でなければならないというふうに商工会議所を指導いたしておりますところであります。ただ、消費者代表の数は、表面上は少ないわけでございますが、学識経験者は同時に消費者代表の役目を果たすといふふうな趣旨に沿いましてお考えをお伺いしたいと思います。

○中尾辰義君 それから、改正案の第十条、「改善勧告」についてお伺いいたしますが、この規定が置かれている趣旨並びに一体どういう基準で勧告を運営されようとしているのか、その基準、また、その勧告の意義と形態についてそれぞれ詳しく説明していただきたい。

また、大臣は、勧告をしたときは、その旨を公表しなければならないことになつておりますが、今までに公表した具体的な事例があるのかどうか、紹介していただきたい。

○政府委員(森口八郎君) この十条は、現行の百貨店法の九条の勧告規定を引き継いだものであります。大型小売り業と中小企業は実力に格差がありますので、この法案では、新增設の規制とかあるいは閉店時刻、休日の規制とかいろいろな規制をやつておるわけでございますが、それのみで労働条件等に結果的に影響する面があるかというふうに存するわけでございますが、労働者は、商調協あるいは大規模小売店審議会に意見を申し入れることができます。したがいまして、これら以外の労働者の意見を聽取るよう運用することとしたとして、その責めをささぎたいというふうに考えております。

○中尾辰義君 次に、従来の協議会は、現行の百貨店法のもとにそれなりにある程度の役割りを果たしてきたとは思いますけれども、残念ながら、ともすれば百貨店側の言いなりになつて、百貨店が申請してきた店舗面積をせいぜい削減するとか、開店日をおくらせるぐらいで、その機能を十分に果たしていないということも耳にしておるわけであります。通産省においては、今後の協議会の運営は、本法のねらいとするところを十分分かき取れられて、このよくなことを言われない、よくに、協議会に優秀な人をできるだけ多数任命するなどして運営してもらいたい、こういうふうに思うわけですが、この点についてお考えをお伺いしたい。

○政府委員(森口八郎君) 全く御趣旨のとおりでございまして、そのように運用してまいりたいと思います。

なお、現行の百貨店法九条によりまして、勧告をしたことがあるかどうかということでお聞きをいたしました実績はございません。ただ、勧告はいたした実績はございません。ただし、百貨店の営業行為が日に余ります場合には実際上の行政指導をしてきたという実績がござりますし、また百貨店のほうでも、この行政指導に従つてしまひましたので、申し上げましたように、実際上勧告した実績はないわけでございます。

○中尾辰義君 それでは改善勧告の規定は、いま説明があつたように、現行百貨店法の改善勧告の規定と同趣旨のようであります。改正案では、建物主義を採用している関係で、営業行為の例示から出張販売が削除されております。しかしながら、百貨店、大型スーパーなどの大規模店舗における小売り業が一体的に事業活動を行ない、その一環として出張販売を行なう場合、当然これは改善勧告の対象となる営業行為に該当するのではないかと思われますが、この点いかがですか。

○政府委員(森口八郎君) 御指摘のような趣旨

目的といたしておるものではございませんので、やはり現在の三者構成が妥当ではないかといふふうに思っております。ただ、おっしゃいましたとおり、閉店時間あるいは休業日数等については、

劳働条件等に結果的に影響する面があるかというふうに存するわけでございますが、労働者は、商調協あるいは大規模小売店審議会に意見を申し入れることができます。したがいまして、これら以外の労働者の意見を聽取るよう運用することとしたとして、その責めをささぎたいというふうに考えております。

○中尾辰義君 次に、従来の協議会は、現行の百貨店法のもとにそれなりにある程度の役割りを果たしてきたとは思いますけれども、残念ながら、ともすれば百貨店側の言いなりになつて、百貨店が申請してきた店舗面積をせいぜい削減するとか、開店日をおくらせるぐらいで、その機能を十分に果たしていないということも耳にしておるわけであります。通産省においては、今後の協議会の運営は、本法のねらいとするところを十分分かき取れられて、このよくなことを言われない、よくに、協議会に優秀な人をできるだけ多数任命するなどして運営してもらいたい、こういうふうに思うわけですが、この点についてお考えをお伺いしたい。

○政府委員(森口八郎君) 全く御趣旨のとおりでございまして、そのように運用してまいりたいと思います。

なお、現行の百貨店法九条によりまして、勧告をしたことがあるかどうかということでお聞きをいたしました実績はございません。ただ、勧告はいたした実績はございません。ただし、百貨店の営業行為が日に余ります場合には実際上の行政指導をしてきたという実績がござりますし、また百貨店のほうでも、この行政指導に従つてしまひましたので、申し上げましたように、実際上勧告した実績はないわけでございます。

○中尾辰義君 それでは改善勧告の規定は、いま説明があつたように、現行百貨店法の改善勧告の規定と同趣旨のようであります。改正案では、建物主義を採用している関係で、営業行為の例示から出張販売が削除されております。しかしながら、百貨店、大型スーパーなどの大規模店舗における小売り業が一体的に事業活動を行ない、その一環として出張販売を行なう場合、当然これは改善勧告の対象となる営業行為に該当するのではないかと思われますが、この点いかがですか。

○政府委員(森口八郎君) 御指摘のような趣旨

で、出張販売は文言上削除されたわけございませんが、大規模小売り店舗の相当部分を占める小売り者が出張販売等を行なう、しかもその結果悪影響があるという場合には、当然この対象になり得るというように解しております。

○中尾辰義君 公取の委員長がお見えになりましたので最後にちょっとお伺いいたします。

例の大安売り禁止令の問題ですが、先ほど阿具根委員からも質問がありましたけれども、この大安売りの禁止令につきまして、主婦連などの消費者八団体がこの公取の規制に反対しております。

先週も緊急連絡会を開きまして、全国的に大安売りも質問がありましたけれども、この大安売りの禁止令につきまして、主婦連などの消費者八団体がこの公取の規制に反対しております。規制撤回運動を開きまして、全国的に大安売りも質問がありましたが、この大安売りの禁止令につきまして、主婦連などの消費者八団体がこの公取の規制に反対しております。

廃止商品の安売り実現を求めるなど、非常にあわただしい動きをしておられるわけですが、公取の委員会では、どのような趣旨でこの不當廉売の規制を行なってきた日本チェーンストア協会では、再販規制撤回運動を開きまして、全国的に大安売りも質問がありましたが、この大安売りの禁止令につきまして、主婦連などの消費者八団体がこの公取の規制に反対しております。

行なおうとしておられるのか。また、主婦連等の反対運動をどのように受けとめておられるのか。先ほどちょっとありましたけれども、あらためて、お伺いします。

○政府委員(高橋俊英君) この不当廉売は、私どもの考え方いたしまして、実はおとり廉売を規制するつもりであったわけござります。ただし、おとり廉売以外にも規制の対象となるものが皆無であるかどうか、これはまた一言にして言えませんが、原則的には通常の普通の小売り業ではできないような、いわゆる大型小売り店、スーパー等でござります。そういうところが一部の商品を取り引きかえ目玉商品として安売りするわけでござります。その安売りの程度がはなはだしいと、それは消費者のためになるかと申しますと、それを買ってほかのものを買わないということが貫ければ消費者の利益になりますけれども、そうではない。そういうことはあり得ないわけございます。おとり廉売を規制するという目的で、今回この基準を定めようとしているわけでございまして、そして他の商品はみ少なくとも適正な

利潤を得て売つておる。これは小さな業者には、まねをしようとしてもなかなかできない。消費者の側から見ますと、消費者の反発が確かに強いんだけですが、何か公正取引委員会が安売りを規制したとか、価格を下がらさえるようにしてるんじゃないかという誤解、私どもとしては、これは誤解であると申します。安く仕入れたものをその分だけ安く売ることはむしろけつこうなことで、それだけ流通の合理化がはかられます。これは誤解であると申します。安く仕入れたものを規制したとか、価格を下がらさえるようにしてるんじゃないかという誤解、私どもとしては、これは誤解であると申します。安く仕入

れた廉売の基準が、不当であるかないかといふことの判断の基準がいまではつきりしていかつた。一般指定の五にござります、不当な値段で売つちやいかぬ。非常に高くても安くてもいかぬとありますけれども、不当な安売りというのは何であるかの基準がございませんで、それで実は、実際の実例がいろいろございまして、特にその関係する小売り業界のほうからは訴えがござります。スーパーの行き過ぎた安売り、ことに、その仕入れ価格を割つてまでやつていると、だから同業者としては、同業者といいますか、同じ商品を扱っている専門店としては非常に耐えられない。スーパーは、各種の商品を品ぞろえしているが、豊富に売っているのが通常でございまして、それを大量に仕入れておるので、普通は仕入れ価格も安いのが原則でございますが、さらにその上にその仕入れ価格を割つて販売するとなりますと、これは明らかに不公正な方法ではないのかということがございました。

その後、今まで完全な排除命令を出すに至つておりませんが、指導によつてなるべくそういうことをしないようにということをやつきましたが、この際はつづきまして再販の縮小といふことも、もともと再販制度が不当な廉売から守らなければならぬとの趣旨でつくられたときもございました。それで、この際はつづきまして再販の縮小といふことも、もともと再販制度が不当な廉売から守らなければならぬとの趣旨でつくられたときもございました。

○政府委員(吉田文剛君) 四十年の事務局長の通達は、みその協同組合連合会の質問に対して、それに答えるような形での一般指定の解釈に対する基準でございます。そうしますと、確かにいまでは何も基準がないのですから、一般指定によりまして、一般指定の解釈として、これは「不当

して消費者のためにならない、安く売ることがいえないんだという趣旨ではございません。全体として消費者が公正な競争から生まれる流通の効率化によって平均的に受ける利益のほうを守るべきであって、ごく一部のおとり商品だけを買うといふような、偶發的とは言いませんけれども、ほんの一部の人だけが享受している利益を守る、それを保証するということよりはそちらのほうが大切ではないか。かようにも考えまして、仕入れ原価、これは実質的な仕入れ原価にその六%を加えたもの、これを境目としたとして、それよりも安く売るというのあまりにも行き過ぎではないか、こういう感じでございます。

ちなみに、スーパーの場合におきましても、先ほど申しましたが、仕入れ価格に対する販売経費の平均の率を申しますと二二%になつております。ですから、六%というのほんの六%を加えたもの、出血サービスであると、こういうことはほとんど言えるのではないかと思つております。

○中尾辰義君 そこで、商品の仕入れ価格の平均に仕入れ価格の六%を加えた価格に満たない価格と、こういうふうに定義をされておるわけですが、これは昭和四十年にあなたのほうの公取の事務局長が通達をお出しになつた。それには「製造原価あるいは仕入れ原価を割つて販売すること」と、こうなつて、普通は仕入れ価格も安いのが原則でございますが、さらにはその上にその仕入れ価格を割つて販売すること」と、こうなつて、普通は仕入れ価格も安いのが原則でございました。

その後、今まで完全な排除命令を出すに至つておりませんが、指導によつてなるべくそういうことをしないようにということをやつきましたが、この際はつづきまして再販の縮小といふことも、もともと再販制度が不当な廉売から守らなければならぬとの趣旨でつくられたときもございました。それで、この際はつづきまして再販の縮小といふことも、もともと再販制度が不当な廉売から守らなければならぬとの趣旨でつくられたときもございました。

○政府委員(吉田文剛君) 四十年の事務局長の通達は、みその協同組合連合会の質問に対して、それに答えるような形での一般指定の解釈に対する基準でございます。そうしますと、確かにいまでは何も基準がないのですから、一般指定によりまして、一般指定の解釈として、これは「不当で、これは実は御承知だと思いますけれども、メーカーや小売り業界のほうからは低過ぎると言つて、おとりはあくまでえさでござります。おとりでござりますから、そういうものを一部つくりまして、そして他の商品はみ少なくとも適正な標準を定めようとしているわけでございまして、決

それは仕入れ原価というものは低過ぎはせぬかと  
いうふうに思うわけでございます。先ほど申しました  
ように、二二%プラスしなければ利益は全く  
出ない。二二%加えたものでもなお原価そのもの  
でございます。仕入れ原価に経費を加えるとそ  
なるわけでございますから、六%を加えても出血  
は当然でございますので、仕入れ原価というの  
いかにもこれはひど過ぎるといふうな感じでござ  
ります。しかしこれは、私どもが絶対にそれは  
正しいとかいうふうなものではありません。はつ  
きり申し上げまして、いろいろなところからきた  
一つの経験、諸外国の例等から編み出した腰だめ  
的なものであることは認めざるを得ませんが、そ  
ういう趣旨のものでございます。

○中尾辰義君 いまの六%というものはこれは平均

ですか。ただこの六%というものは少し大きづば  
じやないかと、そういう意見もありますし、かり  
に六%にいたしましても、はたして業者がそういう  
ふうを守ってきちっとやるのかどうか。一々そ  
れは調べるのもたいへんでしょう、あるいは場  
合によってはあなたのほうでおきめになってしま  
うなり死文化していくんじゃないかと、そういう  
ような批判もあるようですが、その点いかがです  
か。

○政府委員(高橋俊英君) 実は理想的なことを申

しますと、たとえば直接販売費、こういうものが  
ございます。一般管理費等を経費のうちから除い  
たものでございますが、先ほどスーパーの例で平  
均二二%が全体の販売費割合ですが、直接販売費

だけでございますと平均は一%でございます。

そこで今度の場合に品物別に見て、直接販売費が  
六%を下回るような場合があればここまではいい  
といふうにカッコ書きで実は入っておるわけで  
ございますが、そういう点、考え方としては直接  
販売費の中で最も低いと思われる場合、六%とい  
うのが調べられる範囲ではおそらく最低ではない  
だらうかと。商品別にみな計算するのが正しいの  
ですが、これはそなねばほんとうに実行不可能  
でございます。私どもはそこまで原価計算を商品

別にやつていく手段を持ち合わせません。これは  
おそらく死文化してしまってでしょう。そこで画一  
的に、おそらくたいていの商品がそれ以下の直接  
経費ではあり得ないと思われる点、ましてや、全  
体の販売費としてははつきり赤字になるであろう  
という線といたしまして六%という数字を選び出  
したということをございまして、画一的な基準を  
定めなければ、わがほうとしても取り締まり  
をする能力はございません。

それから、仕入れ価格そのものでいか、ある  
いはこういうふうに多少なりとも経費の一部を  
乗つけた価格を画一的にきめまして、それでこれ  
はその程度であれば、案外そういうところは、販  
売上の仕入れの上においても販売面においても帳  
簿はそう簡単に二重、三重にはできない。全部レ  
ジスターで記録されております、販売面は。仕入  
面に実は問題がありますけれども、これも過去  
三ヶ月間の平均。というのは、麻痺をするために、  
不恰に安く売るために不恰に安く仕入れるという  
ことをメーカーあるいは卸と契約しているのがあ  
るわけです。つまり、あしたかあさって麻痺しよ  
うと思うと、その直前にかって非常に麻痺用の安  
い仕入れ価格をつくってしまっている、こういう  
作為が行なわれる公算が多分にございますので、  
過去三ヶ月間の平均といえども、それを相手方から計算さ  
して出せると、それと突き合わせるという方法で  
ございますので、情報としては各消費者、あるい  
は同業といいますか、小売り業等からのいろいろ  
な情報はおそらく予想以上に多いと思ひます。

で、これに十分対処できるかどうかやつてみな  
ければわかりませんが、私どもは指導も加えなが  
ら、実はこういうことについてある程度規制が可  
能であると、死文化してしまって何も働かないと  
いうようなことはないと、チエーンストア協会等  
ふうな批判に對しては、そうでないということを

お答え申し上げたいと考えておる次第でございま  
す。

○中尾辰義君 最後に、大臣にお伺いします。

いま公取委員長は答弁をしていらっしゃいま  
すけれども、実際消費者の立場から見れば、國  
民感情といいますか、消費者の立場から考へて、  
まあ、これは素朴な理論が知れませんよ。こうい  
うふうに物価が高いのに、安売りしたってどうい  
う問題があるんだと、むしろ政府は物価を安定さ  
し、また、安くするようにいま対策も検討してお  
るわけですからね。だから、どうも首をひねって  
消費者団体は反対しているわけですが、この両面  
から考へて、大臣はどのように調整なさるのか、  
その辺のところを最後にお伺いします。

○國務大臣(中曾根康弘君) 公取委員会は、われ  
われとは特立して機関でござりますから、われ  
われがとくに申し上げることは差し控えたいと  
思います。自民党の中にもいろいろ考えはあるよ  
うであります。まあ、そういう手続問題の当否  
というような問題は多少あると思ひますけれど  
も、大局的に見て、今回の決断には敬意を表した  
いと思います。

○委員長(佐田一郎君) 他に御発言がなければ、  
本案に対する本日の質疑はこの程度といたしま  
す。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十三分散会

九月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を  
付託された。

一、伝統的工芸品産業の振興に関する法律案  
(衆第六〇号)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律案  
(目的)

第一条 この法律は、伝統的な技術等を用いて製

造され、かつ、国民の生活に豊かさと潤いをも  
たらす伝統的工芸品の産業が国民経済に占める  
特殊な地位にかんがみ、このような伝統的工芸品  
の産業の振興を図り、もつて国民生活の向上  
と国民経済の健全な発展に寄与することを目的  
とする。

第二条 通商産業大臣は、工芸品であつて次の各  
号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品  
として指定するものとする。  
一 主として日常生活の用に供されるものとし  
て製造されるものであること。  
二 その製造工程の主要部分が手作業によるも  
のであること。  
三 伝統的な技術により製造されるものである  
こと。  
四 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原  
材料として用いられ、製造されるものである  
こと。  
五 一定の地域において少なくない数の者がそ  
の製造を行ない、又はその製造に従事してい  
るものであること。  
六 前項の規定による伝統的工芸品の指定は、當  
該伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術及び  
伝統的に使用されてきた原材料並びに当該伝統  
的工芸品の製造される地域を定めて、行なうも  
のとする。

3 通商産業大臣は、伝統的工芸品の指定をした  
ときは、その旨を公示するものとする。  
4 通商産業大臣は、伝統的工芸品が第一項各号  
に掲げる要件の一に該当しなくなつたときは、  
その指定を解除することができる。

5 第三項の規定は、伝統的工芸品の指定の解除  
について準用する。

(振興計画の作成等)

第三条 伝統的工芸品を製造する事業者を直接又  
は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合  
連合会、商工組合その他政令で定める法人(以

